

# 消費者基本計画 工程表 (案)

令和 2 年 〇 月 〇 日  
消費者政策会議決定

## I 消費者基本計画工程表の策定について

消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策の基本方針、重点的な施策の推進等について定めている。

計画においては、「消費者が主役となる社会」の実現のために重点的に進めるべき施策の概要を示す一方、当該施策にとどまらず、具体的な施策については、工程表を消費者政策会議において別途定め、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するとしており、工程表は今期消費者基本計画の対象期間内の取組予定及びKPI（重要業績評価指標:Key Performance Indicator）を明示し、国民の意見を反映させるための取組を進めるとともに、消費者委員会の意見を聴取した上で毎年度改定するとされている。

## II 工程表の構成について

本工程表では、消費者基本計画において示された「消費者政策において目指すべき社会の姿等」の実現に向けて、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPIを設定している。

### 注1

持続可能な開発目標(SDGs)推進本部において策定された「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(令和元年12月20日一部改定)に位置付けられた施策については、個別施策の中で、「SDGs関連」と明示するとともに、同実施指針において明示された目標の番号を記載している。

同実施指針に基づき、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成年限である2030年を意識しながら、同実施方針の8分野の優先課題に関する取組を加速し、SDGs実現に取り組んでいく。

### 注2

高度情報通信社会の進展により、AI、IoT、ビッグデータ等を活用した商品・サービスが普及する中、本工程表においても、これらに関連する施策を位置付けているが、現在検討段階にある施策にも、消費者を取り巻く環境に大きな変化を及ぼす可能性があるものが存在しており、そうした施策については、不断に状況を注視することが必要である。

そのため、今後、例えば、以下に掲げる本部における検討状況や、提言等に対する取組の進捗状況を注視することとする。

(注視対象の例)

- ・ 知的財産戦略本部
- ・ 経済産業省製造産業局及び国土交通省航空局により、平成30年12月に公表された「空の移動革命に向けたロードマップ」

## III 工程表のフォローアップについて

本工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の調整に関する事務をつかさどる消費者庁が、関係府省

庁等の協力を得て取りまとめる。

なお、大規模災害の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時等の消費者が感じる不安が増大する緊急時その他特別な変化が生じた場合においては、適時見直しを行う。

消費者委員会は、本工程表に記載されている施策の実施状況について、KPI を含めて随時確認し、検証、評価及び監視を行う。

消費者政策会議において、消費者委員会の意見を聴取した上で、毎年度工程表を改定し、必要な施策の追加や充実強化、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

## 持続可能な開発目標（SDGs）

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

注：外務省ウェブサイト「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」から抜粋

持続可能な開発目標（SDGs）17の目標と各施策の関係

目 標	施 策
目標1	I（2）②オ、IV（1）⑥、V（3）①、V（3）②
目標2	II（1）②
目標3	I（1）①エ、I（1）④キ、I（2）②ヌ、II（1）②、V（3）①
目標4	I（1）④キ、II（1）②、IV（1）⑥、V（3）①
目標5	II（3）③
目標6	I（1）④キ
目標7	I（1）④キ、I（2）④イ
目標8	I（1）④キ、I（2）②オ、I（2）⑦イ、II（2）⑤、II（4）①、II（4）②、II（4）③
目標9	II（3）③
目標10	I（2）⑦イ、V（3）①、V（3）②
目標11	I（2）④イ
目標12	I（1）④キ、I（2）⑦イ、II（1）①、II（1）②、II（2）②、II（2）③、II（2）④、II（2）⑤、II（2）⑥、II（3）①、II（3）②、II（4）①、II（4）②、II（4）③、V（3）①
目標13	II（2）①、II（3）①
目標14	I（2）⑦イ、II（2）②、II（2）④、II（3）①
目標15	I（1）④キ、II（2）④、II（2）⑤、II（3）①
目標16	I（2）①オ、I（4）③、V（3）①
目標17	I（2）⑥コ、II（3）①、II（3）②、V（3）①

## 目次

### I 消費者被害の防止

#### (1) 消費者の安全の確保

##### ① 事故の未然防止のための取組

ア	身近な化学製品等に関する理解促進	1
イ	家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	2
ウ	住宅・宅地における事故の防止	3
エ	子供の不慮の事故を防止するための取組	4
オ	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討	5
カ	薬物乱用防止対策の推進	6

##### ② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

ア	事故情報の収集、公表及び注意喚起等	11
イ	緊急時における消費者の安全確保	13
ウ	リコール情報の周知強化	14
エ	製品安全に関する情報の周知	15
オ	道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施	16
カ	高齢者向け住まいにおける安全の確保	17

##### ③ 事故の原因究明調査と再発防止

ア	消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	19
イ	昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	20
ウ	国民生活センターにおける商品テストの実施	21
エ	消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	22
オ	製品等の利用により生じた事故等の捜査等	24
カ	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	25

##### ④ 食品の安全性の確保

ア	食品安全に関する関係府省庁等の連携の推進	27
イ	リスク評価機関としての機能強化	28
ウ	食品安全に関するリスク管理	29
エ	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	31
オ	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	32
カ	輸入食品の安全性の確保	33
キ	農業生産工程管理（GAP）の普及促進	35
ク	食品のトレーサビリティの推進	36
ケ	食品衛生関係事犯及び食品の産地偽装表示事犯の取締りの推進	38
コ	流通食品への毒物混入事件への対処	39

#### (2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

##### ① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し

ア	特定商取引法等の執行強化等	40
---	---------------	----

イ	特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正	42
ウ	消費者契約法の見直しに向けた対応	43
エ	消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等	44
オ	高齢者、障害者等の権利擁護の推進	45
②	商品やサービスに応じた取引の適正化	
ア	電気通信サービスに係る消費者保護の推進	48
イ	有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	49
ウ	金融機関による顧客本位の業務運営の推進	50
エ	詐欺的な事案に対する対応	51
オ	投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等についての対応	52
カ	暗号資産交換業者等についての対応	53
キ	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	54
ク	商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	55
ケ	住宅宿泊事業法の適正な運用	56
コ	民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	57
サ	住宅リフォーム等における消費者保護	58
シ	高齢者向け住まいにおける消費者保護	59
ス	身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応	60
セ	美容医療サービス等の消費者被害防止	61
ソ	警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	63
タ	探偵業法の運用の適正化	64
チ	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	65
ツ	チケット不正転売禁止法の適切な運用	68
③	不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の厳正な運用	
ア	景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	69
④	商品やサービスに応じた表示の普及・改善	
ア	家庭用品の品質表示の普及啓発、適正な運用及び見直し	70
イ	住宅性能表示制度の普及促進及び評価方法の充実	71
ウ	省エネ性能表示の普及促進	72
エ	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	73
オ	医療機関のウェブサイトによる情報提供	74
⑤	食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	
ア	食品表示制度の適切な運用等	75
イ	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	78
ウ	関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	79
エ	米穀等の産地情報の伝達の適正化	81

⑥	詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	
ア	「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	82
イ	「架空請求対策パッケージ」の推進等による被害防止	84
ウ	被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	86
エ	生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の推進	87
オ	偽造キャッシュカード等による被害の拡大防止等への対策の推進	88
カ	ヤミ金融事犯の取締りの推進	89
キ	フィッシング対策の推進	90
ク	ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	91
ケ	インターネットオークションに係る犯罪の取締り等	92
コ	模倣品被害の防止	93
サ	振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等	95
⑦	計量・規格の適正化	
ア	JIS規格等の国内・国際標準化施策の実施	96
イ	新たなJASの検討及び国際標準化施策の推進	97
⑧	公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	
ア	競争政策の強力な実施のための各種対応	98
イ	公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	99
⑨	情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立	
ア	特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	102
イ	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	103
ウ	迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	104
エ	インターネット上の消費者トラブルへの対応	105
オ	電気通信サービスにおける広告表示等の適正化	106
カ	電子商取引環境整備に資するルール整備	107
キ	個人情報保護法の適切な運用	108
ク	マイナンバー制度の周知と適正な運用等	109
(3)	ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進	
①	成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進	110
②	認知症施策の推進	112
③	障害者の消費者被害の防止策の強化	114
④	アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲーム依存症についての対策の推進	116
⑤	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	118
⑥	「多重債務問題改善プログラム」の実施	119
⑦	生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進	120
(4)	消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備	
①	消費者団体訴訟制度の推進	121



② 製造物責任法の適切な運用確保に向けた環境整備に関する裁判例の収集・分析等	123
③ 消費者に関する法的トラブルの解決	124
④ 消費者紛争に関する ADR の実施	125
⑤ 金融 ADR 制度の円滑な運営	126
⑥ 商品先物 ADR 制度の円滑な運営	127
⑦ 住宅トラブルに関する ADR の実施	128
⑧ IT・AI を活用した民事紛争解決の利用拡充・機能強化	129

## Ⅱ 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進

(1) 食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働	
① 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	131
② 食育の推進	136
(2) 環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働	
① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革	138
② 海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチック・スマート」キャンペーン）の推進	140
③ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等	141
④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	143
⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した食品への理解と関心の増進	144
⑥ 各種リサイクル法等の普及啓発	146
(3) その他の持続可能な消費社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働	
① エシカル消費の普及啓発	148
② 消費者志向経営の推進	153
③ ホワイト物流推進運動の展開	155
(4) 事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進	
① 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	156
② 景品表示法の普及啓発	158
③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援	159

## Ⅲ 消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応

(1) デジタル・プラットフォームその他デジタルサービスの利用と消費者利益の保護・増進の両立	
① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応	
ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現	160

イ	デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保	161
②	「データ駆動社会」におけるビッグデータ（パーソナルデータを含む。）の適切な管理と効果的な活用	
ア	情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進	163
イ	データヘルスの推進等を通じた医療分野等におけるビッグデータの適切な活用	164
③	デジタル・プラットフォームその他技術革新の成果の消費生活への導入等における消費者への配慮等	
ア	デジタル・プラットフォームの利用に当たって消費者が留意すべき事項の理解促進	165
イ	消費者がAIを賢く利活用する方策の周知啓発	166
ウ	デジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進	167
エ	デジタル機器・サービスの利用に係る新たな消費者問題への対応	168
オ	自動運転の実現に向けた制度整備の推進	170
カ	犬猫のマイクロチップ登録義務化	172
(2)	消費生活のグローバル化の進展への対応	
①	越境消費者トラブルへの対応力の強化	173
②	訪日外国人・在留外国人からの相談に対する体制の強化	174
③	二国間・地域間・多国間における政策対話・協力等の実施	175
④	海外消費者関係法執行機関との連携	176
⑤	消費者庁新未来創造戦略本部の機能を活用した国際共同研究等の推進	177
(3)	新型コロナウイルス感染症拡大・災害など緊急時対応	
①	新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	178

#### IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

(1)	消費者教育の推進	
①	「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」等に基づく消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備	179
②	学校における消費者教育の推進	183
③	地域における消費者教育の推進	187
④	多様な主体（家庭、事業者・事業者団体）による消費者教育の推進	190
⑤	法教育の推進	191
⑥	金融経済教育の推進	192
⑦	食育の推進【再掲】	193
⑧	エシカル消費の普及啓発【再掲】	195

(2) 消費者政策に関する啓発活動の推進	
① 消費者トラブル抑止のための重層的・戦略的な普及啓発	200
② 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革【再掲】	201
③ 海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチック・スマート」キャンペーン）の推進【再掲】	203
④ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等【再掲】	204

## V 消費者行政を推進するための体制整備

(1) 消費者の意見の反映と消費者政策の透明性の確保	
① 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	206
② 消費者団体との連携及び支援等	207
③ 消費者政策の実施の状況の報告	208
(2) 国等における体制整備	
① 消費者行政体制の更なる整備等	209
② 消費者政策の企画立案のための調査の実施とその成果の活用	211
③ 消費者庁新未来創造戦略本部の機能発揮	212
④ 国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化	213
⑤ 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革	214
⑥ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実	215
(3) 地方における体制整備	
① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	216
② 地域の見守りネットワークの構築	218
③ 地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有	219
④ 都道府県における法執行強化	221
⑤ 消費者ホットラインの運用及び認知度の向上	222
⑥ 消費生活以外の相談窓口と消費生活相談窓口との連携促進	223
⑦ 消費生活相談情報の的確な収集と活用	224
⑧ 国民生活センターによる研修の実施	225
(別表1-1) 特定商取引法の適用除外とされた法律の行政処分等の執行実績 (2014年度から2019年度まで)	226
(別表1-2) 消費者庁が所管する法律の行政処分等の執行実績 (2014年度から2019年度まで)	236
(別表2) 調査結果概要	239
(別表3) 主な相談窓口	240

# I 消費者被害の防止

## (1) 消費者の安全の確保

項目名	① 事故の未然防止のための取組 ア 身近な化学製品等に関する理解促進	担当省庁	環境省、関係府省庁等
-----	---------------------------------------	------	------------

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供するとともに、リスクコミュニケーションの知見を有する人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進する。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」の請求部数（令和元年度：859部）</li> <li>・化学物質アドバイザーの派遣回数（令和元年度：16回）</li> </ul> <p>（目標）</p> <p>過去3年で最大の派遣回数（20回）と同水準</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」等の作成・配布や、市民、企業、行政からの要請に応じた「化学物質アドバイザー」の派遣								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	① 事故の未然防止のための取組 イ 家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	担当省庁	厚生労働省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、必要に応じて、各種製品群につき、製品の安全対策を講ずるために利用する「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂を事業者が速やかに行うよう支援し、その結果について事業者団体へ周知を行う。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手引きを新たに作成及び改訂した家庭用化学製品の製品群数（平成 30 年度：1 件）</li> <li>・家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数（平成 30 年度：1,978 件）</li> </ul> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2">捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施	令和3年度	令和4年度	捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	捕捉した危害報告の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施									
令和3年度										
令和4年度	捕捉した危害報告に加え、新たな形態の家庭用品の登場による市場の状況を踏まえ、必要に応じて、事業者が各種製品群の手引きの作成及び改訂を速やかに行うよう支援し、手引きの事業者団体への周知を実施									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	① 事故の未然防止のための取組 ウ 住宅・宅地における事故の防止	担当省庁	国土交通省
-----	-------------------------------------	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>宅地造成に伴う災害を防ぐため、必要な取組を行う。</p> <p>住宅における不慮の事故を防ぐため、違反対策など建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適切な運用を行う特定行政庁に対して、助言等の支援を行う。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員への説明の実施状況</li> <li>・地方公共団体の要望に応じた、「建築行政マネジメント計画策定指針」の改訂</li> </ul> <p><b>（目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体の担当職員に対して説明を実施することを目指す。</li> <li>・地方公共団体の要望に応じ、「建築行政マネジメント計画策定指針」の改訂を行うことを目指す。</li> </ul> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施</li> <li>・住宅における事故の防止のための助言等の支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施</li> <li>・住宅における事故の防止のための助言等の支援</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成に伴う災害の防止のため周知・啓発等を行う地方公共団体職員に情報提供を実施</li> <li>・住宅における事故の防止のための助言等の支援</li> </ul>								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	① 事故の未然防止のための取組 エ 子供の不慮の事故を防止するための取組 ※SDGs 関連：関連目標 3	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	○ 消費者庁、関係府省庁等の取組 社会全体で子育てを支えるため、子供の事故の動向の分析を踏まえつつ、関係機関の連携を進めるとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを事故から守る！Twitter のフォロワー数 (令和2年3月31日時点:9,000人)</li> <li>・子ども安全メール from 消費者庁の登録者数 (令和2年3月31日時点:24,000人)</li> </ul> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの事故防止週間」を設定し、集中的な広報活動を行う。</li> <li>・子どもを事故から守る！Twitter のフォロワー数の増加 (対前年比)</li> <li>・子ども安全メール from 消費者庁の登録者数の増加 (対前年比)</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和2年度</td> <td rowspan="5">子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関ゲーやイベント等を活用した啓発活動を行う。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関ゲーやイベント等を活用した啓発活動を行う。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	子供の事故の動向の分析を踏まえた子供の事故防止に関する注意喚起を行うとともに、こども霞が関ゲーやイベント等を活用した啓発活動を行う。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	① 事故の未然防止のための取組 オ 臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討	担当省庁	厚生労働省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>経営破綻した臍帯血プライベートバンクから流出した臍帯血を用いて無届の再生医療等が提供された事案を踏まえて、契約者の意に沿わない臍帯血の提供を防ぐとともに、臍帯血を利用した医療が適切に行われるよう、平成29年、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を講じたところである。本措置の実効性について、臍帯血の品質管理・安全性に関する情報を提供できるようにすること（トレーサビリティ）が確保されているか、契約者の意に沿わない臍帯血の提供がなされないような仕組みとなっているか、契約者であるお母さんなどへ正確で分かりやすい情報を提供できているかの観点から検証を行い、必要に応じ、更なる対策を行う。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討</li> <li>・臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</li> </ul> <p><b>（目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臍帯血を用いた医療の提供状況等を勘案し、必要に応じて「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」を開催し、各取組の実効性等について検証・検討を行う。</li> <li>・臍帯血プライベートバンクからの毎年度の事業実績の報告等を厚生労働省ウェブサイト上に公開するとともに、契約終了後の臍帯血が契約者の意思に基づいて適切に廃棄等がなされているか確認を行う。</li> <li>・産科医療機関等を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行う。</li> </ul> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議における継続的な検証と検討、及び臍帯血プライベートバンクからの事業実績等のウェブサイト公開と確認等								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									



項目名	① 事故の未然防止のための取組 力 薬物乱用防止対策の推進	担当省庁	内閣府、消費者庁、 外務省、財務省、文 部科学省、厚生労働 省、国土交通省、関 係府省庁等
-----	----------------------------------	------	---

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>薬物乱用の根絶のため、薬物乱用対策推進会議において策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係府省庁等で連携した総合的な取組を推進する。</p> <p>○ 内閣府の取組</p> <p>内閣府の「青少年有害環境対策」掲示板に、薬物乱用防止対策マンガ「たった一度の過ち」及び「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」を掲載。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>関係機関と連携しつつ、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。</p> <p>○ 外務省の取組</p> <p>危険ドラッグを含む合成薬物に関する情報収集、動向分析、報告を内容とする国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の「グローバルSMARTプログラム」への拠出や、各種国際会議等への参加を通じて、海外における危険ドラッグに係る積極的な情報交換を行う。</p> <p>○ 財務省の取組</p> <p>平成27年4月に、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加しており、引き続き、関係機関と連携の上、厳正な水際取締りを実施する。</p> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、警察等の関係機関と連携を図りつつ、学校関係者等を対象とした研修会等の開催や子供の発達段階に応じた各種啓発資材の作成等を行う。</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、検査命令及び販売停止命令等を活用し、危険ドラッグの販売を抑制する。</p> <p>財務省（税関）と協力体制を強化（関税法で指定薬物の輸入を禁止）する等、関係省庁と連携を図り水際対策を実施する。</p>
------	---

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトに対して、定期的な監視を実施するとともに、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止とするよう協力を求める。

『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図る。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布する。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>① 特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトの調査実施数（令和2年3月31日現在：4件）</p> <p>② 表示の是正を要請した通信販売サイト数（令和2年3月31日現在：4件）</p> <p>③ UNODC（国連薬物・犯罪事務所）が実施するグローバルSMARTプログラムへの協力状況（令和元年度は15万ドル拠出）</p> <p>④ 税関における指定薬物の摘発件数（平成29年：275件、平成30年：221件、令和元年：165件）</p> <p>⑤ 薬物乱用防止教室の開催率 小学校（平成30年度：78.6%）、中学校（平成30年度：90.6%）、義務教育学校（平成30年度：91.0%）、高等学校（平成30年度：85.8%）、中等教育学校（平成30年度：76.5%）</p> <p>⑥ 非行防止教室開催件数（令和元年：1,665件）</p> <p>⑦ 新たに指定した指定薬物（令和元年度：18物質）</p> <p>⑧ 地方厚生局麻薬取締部における医薬品医療機器法違反での検挙状況（平成31・令和元年：24件20名）</p> <p>⑨ 水際の検査命令対応としての指定薬物相当の輸入品の輸入通関の差止め状況（平成27年2月から令和2年3月末日までの状況：指定薬物相当の輸入品135物品の輸入通関を差し止め、そのうち23物品に検査命令を実施）</p> <p>⑩ 削除要請したサイト数及び閉鎖されたサイト数（平成26年12月から令和2年3月末日までの状況：削除要請したサイト数309、そのうち閉鎖されたサイト数254）</p> <p>⑪ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動にあわせた、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、キャンペーンの実施等、広報啓発活動の実施状況</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>① ② 悪質事案に対して厳正に対処する。</p> <p>⑤ 薬物乱用防止教室の開催率を令和4年度までに100%とすることを目指す。</p> <p>⑦ ⑧ ⑨ ⑩ 期間中、新たに乱用が確認された危険ドラッグについて、迅速に指定するとともに、継続的な取締り等の対策を通じて消費者の安全性を確保する。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>① ② 委託事業でランダム調査を行っており、危険ドラッグの疑いのある通信販売業者が報告されるため、その件数を集計。</p> <p>⑤ 薬物乱用防止教室を開催した学校数を全国の学校数で除したもの。薬物乱用防止教室を開催した学校数は、文部科学省調査で集計されている。</p> <p>⑧ 検挙者数は、警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。</p>
---	--

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 内閣府の取組

年度	取組内容
令和2年度	内閣府の「青少年有害環境対策」掲示板に、「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」等を掲載し、青少年に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発活動に取り組む。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 外務省の取組

年度	取組内容
令和2年度	危険ドラッグ問題に対処すべく、令和元年に引き続きグローバルSMART プログラムへの拠出等を通し、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と協力・連携していく。また、国連麻薬委員会（CND）等の国際会議において、危険ドラッグの危険性を国際社会に呼び掛けていくとともに、危険ドラッグ問題への我が国の取組を積極的に発信していく。
令和3年度	国際社会における危険ドラッグ問題を踏まえつつ、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）とのあり得べき連携を追求する。
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度	教育委員会や学校関係者を対象とした研修会や全国大会等を通じて指導や研究協議を行うとともに、小学校から大学までの各学校段階に応じた啓発資材の作成等を行う。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和2年度	第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進、危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定、医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底、危険ドラッグの監視指導等の強化、特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供（不定期）、危険ドラッグの正しい知識の普及啓発、学校における薬物乱用防止教育の充実
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	新戦略（未定）に基づく危険ドラッグ対策の実施

○ 海上保安庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	第五次薬物乱用防止五か年戦略等を推進するとともに、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛ける。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 ア 事故情報の収集、公表及び注意喚起等	担当省庁	消費者庁、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省庁等
-----	---	------	-----------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）等の所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。また、多発している事故、被害の拡大が想定される事故、新規性の強い事故等について、事故情報の分析・検討の上、迅速に注意喚起等を行うとともに、必要に応じて事業者名を明らかにした公表を行う。さらに、重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るため、事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて講ずる。</p> <p>関係府省庁の消費者関連部局が参集する様々な会議等を通じて事故情報データの在り方及び活用に関して働きかけるとともに、地方公共団体等に対して依頼を行うことにより、事故情報データベースに入力されるデータの充実や質の向上等に努める。</p> <p>消費者安全法第 12 条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第 13 条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会、国会に報告する（消費者白書と合冊）。国民に広報するとともに、関係者が必要な情報を利用できるよう周知活動を行う。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>商業施設外を含めた遊技施設について、継続的に事故情報の収集を行い、事故防止策の検討を引き続き行う。</p> <p>○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省の取組</p> <p>教育・保育施設等における事故の発生予防及び再発の防止に向け、国において開催する有識者会議において、地方公共団体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討する。</p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>子供が死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子供の既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子供の死亡を減らすことを目的とした Child Death Review (CDR) について、予防のための子供の死亡検証体制整備モデル事業を実施する。</p>
------	---

<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<b>【KPI】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく消費者事故等（生命・身体被害）の通知件数（令和元年度：2,632件）</li> <li>・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告件数（令和元年度：1,271件）</li> <li>・医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの報告件数（令和元年度：5,239件）</li> <li>・事故情報データベースへの事故情報登録件数（令和元年度：28,009件）</li> <li>・生命身体事故等に関する注意喚起件数（令和元年度：18件 （うち消費者安全法に基づく措置件数：2件））</li> <li>・「消費者白書」ウェブページレビュー数（令和元年度：レビュー数 3,505,588件）</li> </ul>								
	<b>（目標）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく通知制度の周知</li> <li>・消費者事故等の通知運用マニュアルの改訂</li> <li>・医療機関ネットワーク事業参画医療機関の増加</li> <li>・人口動態調査を基に事故の動向について分析</li> </ul>								
	<b>【今後の取組予定】</b>								
	○ 消費者庁の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。</li> <li>・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。</li> <li>・令和5年度を目途に消費者事故等の運用通知マニュアルの改訂を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。</li> <li>・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。</li> <li>・令和5年度を目途に消費者事故等の運用通知マニュアルの改訂を行う。</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容							
	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知等、事故情報の収集に関する制度を適切に運用する。</li> <li>・消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を行うとともに、データベースの入力データの質の向上等に取り組む。</li> <li>・令和5年度を目途に消費者事故等の運用通知マニュアルの改訂を行う。</li> </ul>							
	令和3年度								
	令和4年度								
	令和5年度								
令和6年度									
○ 内閣府、文部科学省、厚生労働省の取組									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討し、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。</li> <li>・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討し、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。</li> <li>・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、事故の再発防止策について検討し、毎年その提言を年次報告に取りまとめて公表する。</li> <li>・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表する。</li> </ul>								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									
○ 厚生労働省の取組									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">           一部の都道府県において CDR に関する実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、今後の CDR の制度化に向けた検討材料とする。         </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	一部の都道府県において CDR に関する実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、今後の CDR の制度化に向けた検討材料とする。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年度	取組内容								
令和2年度	一部の都道府県において CDR に関する実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、今後の CDR の制度化に向けた検討材料とする。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 イ 緊急時における消費者の安全確保	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
-----	---	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の取組</p> <p>緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ）で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努め、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>緊急時対応訓練の回数（令和元年度：1回）</p> <p><b>（目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度1回実際の事例を想定した緊急時対応訓練を実施する。</li> <li>・緊急事態発生時において、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」で定める手順に基づき、迅速かつ適切に対応する。</li> </ul> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5">緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	緊急事態等の発生に備え、日頃より関係府省庁が連携するとともに、緊急事態発生時において迅速・適切に対応する。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									



項目名	② 消費者事故の情報収集及び発生・拡大防止 ウ リコール情報の周知強化	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、当該サイトの周知活動及び地域のネットワーク等を活用した取組を推進する。また、状況を踏まえ、リコール情報の適切な発信の在り方について検討を行う。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リコール情報の登録件数（令和2年3月31日時点：6,482件）</li> <li>・メールマガジンの配信件数（令和2年3月31日時点：9,327件）</li> <li>・リコール情報サイトへのアクセス数（令和元年度の1か月当たりの平均：約104万件）</li> </ul> <p><b>（目標）</b></p> <p>メールマガジンの配信件数及びサイトアクセス数の前年度比増を目指す。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報の効果的な発信に取り組む。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報の効果的な発信に取り組む。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、リコール情報の効果的な発信に取り組む。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 エ 製品安全に関する情報の周知	担当省庁	経済産業省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>リコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等製品安全に関する情報を流通事業者、関係団体等と連携して消費者等に提供し、消費者等の安全意識を向上させるとともにアクションを促す。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等が行う製品安全に関する情報の提供件数（プレスリリース数等）</p> <p>（目標）</p> <p>経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構等において製品安全に関する情報の提供を毎月1回以上行う。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1099 1382 1384"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1099 651 1144">年度</th> <th data-bbox="651 1099 1382 1144">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1144 651 1189">令和2年度</td> <td data-bbox="651 1144 1382 1189" rowspan="3">・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitterを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1189 651 1234">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1234 651 1279">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1279 651 1323">令和5年度</td> <td data-bbox="651 1279 1382 1323" rowspan="2">・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月1回以上の頻度でプレスリリースを行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1323 651 1384">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitterを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月1回以上の頻度でプレスリリースを行う。	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・経済産業省や独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト、Twitterを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信する。									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構において、製品安全に関し、毎月1回以上の頻度でプレスリリースを行う。									
令和6年度										

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 オ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施	担当省庁	国土交通省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施する。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。</p>
------	--

KPI - 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省に寄せられた自動車の不具合情報の件数（平成30年度：6,781件）</li> <li>・リコール届出件数（令和元年度：415件）</li> <li>・リコール対象台数（令和元年度：1053万台）</li> <li>・不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数（平成30年：55件）</li> </ul> <p>（目標）</p> <p>不具合の原因が設計又は製作の過程にあると認められる自動車の事故・火災件数の前年比減を目指す。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1413 1382 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1413 651 1462">年度</th> <th data-bbox="651 1413 1382 1462">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1462 651 1512">令和2年度</td> <td data-bbox="651 1462 1382 1512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1512 651 1561">令和3年度</td> <td data-bbox="651 1512 1382 1561" rowspan="4">自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1561 651 1610">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1610 651 1659">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1659 651 1693">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度		令和3年度	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度										
令和3年度	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施									
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

項目名	② 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止 カ 高齢者向け住まいにおける安全の確保	担当省庁	厚生労働省、国土交通省
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>事故発生の防止、事故発生時の対応等について、その運用を徹底する等の対応を行う。</p> <p>高齢者向け住まいにおける事故について事業者からの報告内容及び方法、地方公共団体における事故の情報収集や活用状況等に関する実態把握を行い、高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討を行う。</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <p>事故発生の防止、事故発生時の対応等について、その運用を引き続き求める。</p>
------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

地方公共団体への周知状況

(平成30年度：平成31年3月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にて周知。平成31年3月29日指導通知（※）発出。)

(目標)

- ・地方公共団体に対して、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて毎年度周知を行う。
- ・地方公共団体に対して、毎年度指導通知を発出し、周知を行う。

(定義)

※有料老人ホームを対象とした指導の強化について（老高発 0329 第1号平成31年3月29日老健局高齢者支援課長通知）

【今後の取組予定】

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底</li> <li>・高齢者向け住まいの事故報告の方法等について検討</li> </ul>
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 国土交通省の取組

年度	取組内容
令和2年度	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を引き続き求める
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 ア 消費者安全調査委員会による事故等 原因調査等の実施	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>生命身体事故等について、消費者安全調査委員会は、事務局全体の調査能力の向上を進め、原因究明が必要な生命身体事故等について、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮しつつ、的確かつ迅速に事故の調査を行い、その結果に基づき再発防止策を提言するとともに、報告書等を公表する。提言については、その実施状況についてフォローアップを行うとともに、効果的な周知の方法について、随時検討を行う。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①事故等原因調査等の実施数</p> <p>②フォローアップ実施数主な実施状況</p> <p>③効果的な周知方法の検討状況</p> <p><b>(目標)</b></p> <p>生命身体事故等が発生した場合において、必要に応じて、事故等原因調査等を行い、その発生・拡大の防止のため施策・措置について関係各大臣に勧告・意見具申を行い、それに基づき関係各省等が講じた措置の実施状況を、適宜、フォローアップする。</p> <p><b>(定義)</b></p> <p>①当該年度において、消費者安全調査委員会が事故等原因調査等として選定した件数。</p> <p>②当該年度において、勧告又は意見具申に基づく関係行政機関の取組状況を、消費者安全調査委員会が確認したフォローアップ件数（当該年度において、審議に係った事案の件数）及びその主な実施状況の内容。</p> <p>③提言について、効果的な周知方法の当該年度における検討状況。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故等原因調査等の実施、フォローアップ</li> <li>・ 提言について、効果的な周知方法の検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故等原因調査等の実施、フォローアップ</li> <li>・ 提言について、効果的な周知方法の検討</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故等原因調査等の実施、フォローアップ</li> <li>・ 提言について、効果的な周知方法の検討</li> </ul>								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 イ 昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	担当省庁	国土交通省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による再発防止の観点からの迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表する。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>調査結果（報告書）の公表</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>昇降機や遊戯施設に係る事故が発生した際、建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果を報告書として公表することを目指す。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>社会資本整備審議会 昇降機等事故調査部会による事故調査報告書の公表。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	建築基準法に基づく国の調査権限の活用等による迅速な事故発生原因究明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた調査結果の報告書の公表								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 ウ 国民生活センターにおける商品テストの実施	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>国民生活センターにおいて、地方公共団体からの商品テスト依頼への対応を始め商品テストを的確に実施する。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等を共有し、活用を図るとともに、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図る。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>地方公共団体からの商品テスト依頼への対応率（平成30年度：100%＝商品テスト受付件数及び技術相談での対応件数291件/商品テスト依頼件数291件）</p> <p>（目標）</p> <p>商品テスト依頼への対応率を100%とする。</p> <p>（定義）</p> <p>商品テストの受付件数と商品テスト依頼への技術相談による対応件数の合計を、地方公共団体からの商品テスト依頼件数で除したものの。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	国民生活センターにおける商品テスト依頼への対応率を100%とする。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									



項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 エ 消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	---	------	------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費生活用製品の使用に伴い生じた事故に関して、消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）に基づく重大製品事故の報告・公表制度等を運用する。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>収集された事故情報の迅速かつ的確な分析と原因の調査・究明に取り組み、その結果を踏まえ、製品事故の再発防止のため、製造事業者等による適切な市場対応を促すほか、消費者に対する情報提供及び消費生活用製品の技術基準改正の検討等を行う。</p>
------	--

<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<b>【KPI】</b> 重大製品事故の報告件数（令和元年度：1,271件） <b>（目標）</b> 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度の認知度の向上と事故原因調査の全件対応 <b>（定義）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大製品事故とは、消費生活用製品安全法第2条第6項の定義による。</li> <li>・重大製品事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項に基づき内閣総理大臣に報告される。</li> </ul>									
	<b>【今後の取組予定】</b> ○ 消費者庁の取組									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">           ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。         </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">           ・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う。         </td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う。	令和6年度
	年度	取組内容								
	令和2年度	・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告・公表制度を適切に運用するとともに、事業者に対する本制度の周知を図る。								
	令和3年度									
	令和4年度									
	令和5年度	・令和4年度を目途に事業者を対象とした重大製品事故の報告・公表制度に関するアンケート調査を行う。								
	令和6年度									
	○ 経済産業省の取組									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">           ・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。         </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">           ・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。         </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。	令和3年度	令和4年度	・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。	令和5年度	令和6年度	
年度	取組内容									
令和2年度	・報告された重大製品事故に関して、製品評価技術基盤機構に指示し原因究明調査を行う。									
令和3年度										
令和4年度	・重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、リコール等の再発防止等に向けた製造事業者や輸入事業者等に対する対応を逐次実施する。									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 オ 製品等の利用により生じた事故等の 捜査等	担当省庁	警察庁
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図る。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数 (令和元年度：50件（令和元年11月1日現在）、平成30年度：85件)</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	③ 事故の原因究明調査と再発防止 力 製品火災対策の推進及び火災原因調 査の連絡調整	担当省庁	総務省、経済産業省
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>各消防本部から報告があった製品火災等に係る情報を収集・集約し、四半期ごとの「製品火災に関する調査結果」として公表する。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>国民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表する。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進する。</p>																		
KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>製品火災件数のうち、収集・公表した割合（平成30年：100%（186件収集し186件公表））</p> <p>（目標）</p> <p>100%</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td>・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2">・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="2">・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計	令和3年度	・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）	令和4年度	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。	令和3年度	令和4年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。	令和5年度
年度	取組内容																		
令和2年度	・発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計																		
令和3年度	・製造事業者名、製品名等の全国の消防機関への通知、公表（4半期に1度）																		
令和4年度	上記取組のほか、運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施																		
令和5年度																			
令和6年度																			
年度	取組内容																		
令和2年度	・消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大製品事故等の原因究明調査等を実施する。																		
令和3年度																			
令和4年度	・独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行う。																		
令和5年度																			

	<b>令和6年度</b>	究明調査を消防機関と合同で行い、製品燃焼実験室での再現実験等を通じ、同種事故を防止する。
--	--------------	--

項目名	④ 食品の安全性の確保 ア 食品安全に関する関係府省庁等の連携の推進	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
-----	---------------------------------------	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>関係府省庁等間における連携の強化を図るため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等を開催するとともに、緊急事態等の発生時においては、関係府省庁等が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応する。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係府省連絡会議の開催数（令和元年度：2回）</li> <li>・ 関係府省連絡会議幹事会の開催数（令和元年度：41回）</li> <li>・ リスクコミュニケーション担当者会議の開催数（令和元年度：20回）</li> <li>・ 食品リスク情報関係府省担当者会議の開催数（令和元年度：12回）</li> </ul> <p><b>（目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係府省連絡会議を始め各種会議を開催</li> <li>・ 緊急事態等の発生時においては、関係府省庁等が相互に十分な連絡及び連携を図り、迅速かつ適切に対応する。</li> </ul> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1234 1382 1514"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1234 649 1283">年度</th> <th data-bbox="649 1234 1382 1283">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1283 649 1332">令和2年度</td> <td data-bbox="649 1283 1382 1514" rowspan="5">各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1332 649 1382">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1382 649 1431">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1431 649 1480">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1480 649 1514">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	各種会議を開催するなど、日頃から関係府省庁等の連携を強化する。緊急事態等が発生した場合には迅速・適切に対応する。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	④ 食品の安全性の確保 イ リスク評価機関としての機能強化	担当省庁	食品安全委員会
-----	----------------------------------	------	---------

施策概要	<p>○ 食品安全委員会の取組</p> <p>食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。</p>										
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英文電子ジャーナルFood Safety 発行回数</li> <li>・食品健康影響評価報告書の概要及び評価指針等の英仮訳のHP 掲載件数</li> </ul> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的にも調和した的確な食品健康影響評価の迅速な実施に向けて、海外のリスク評価機関等との情報交換及び意見交換を実施し連携強化に努める</li> <li>・食品安全委員会が行う食品健康影響評価が国内のみならず諸外国に対しても貢献できるよう、積極的に海外に向けた情報発信を行う</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 食品安全委員会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力覚書を交わしている海外リスク評価機関と情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力覚書を交わしている海外リスク評価機関と情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> </ul>	令和5年度	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>
年度	取組内容										
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力覚書を交わしている海外リスク評価機関と情報交換及び意見交換を実施する</li> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信する（年4回）</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>										
令和3年度											
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外リスク評価機関及び海外専門家等の情報交換及び意見交換を継続的に実施する</li> </ul>										
令和5年度											
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全に特化した英文電子ジャーナルを発行し国内外に情報発信を行うとともに（年4回）、掲載記事の蓄積及び普及活動により認知度向上に取り組む</li> <li>・リスク評価報告書や関心の高い評価指針等を海外に発信する（英語版HPの充実）</li> <li>・リスク評価に必要な体制整備を継続的に実施する</li> </ul>										

項目名	④ 食品の安全性の確保 ウ 食品安全に関するリスク管理	担当省庁	厚生労働省、農林水産省
-----	--------------------------------	------	-------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省、農林水産省の取組</p> <p>食品安全に関するリスク管理として、厚生労働省が食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導を引き続き行うとともに、農林水産省が国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等を引き続き行う。</p> <p>その際、食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講ずる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に適切に反映させる。</p> <p>平成30年に、HACCPに沿った衛生管理の制度化、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、食品の自主回収報告制度の創設等を含む食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）が成立したことを受け、施行に向けた取組を進める。なお、食品の自主回収情報については、「食品衛生申請等システム」を構築し、情報を一元化し公表することとしている。また、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号。以下「HACCP支援法」という。）に基づき、中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援を行う。</p> <p>食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品関係事業者主催の研修会等を通じて、企業行動規範や各種マニュアルの策定、及びその適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進するとともに、企業の行動規範の作成等の道しるべとして作成した手引きである「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」を普及・啓発する。</p>
-------------	---



<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①食品添加物の新規指定件数</p> <p>②食品中の農薬等の残留基準の設定件数</p> <p>③食中毒事件発生件数</p> <p><b>(定義)</b></p> <p>①食品添加物の新規指定件数の定義：食品衛生法第12条の規定に基づき、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定めた添加物の件数</p> <p>②残留農薬基準の設定件数の定義：食品衛生法第13条の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準に食品中の農薬等に関する残留基準を定めた件数</p> <p>③食中毒事件発生件数の定義：食品衛生法施行規則第75条の規定に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が厚生労働大臣に報告を行った報告書の数</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">・平成30年の食品衛生法の一部改正法の円滑な施行（特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、営業許可制度の見直し等） ※令和2年6月1日及び令和3年6月1日に順次施行</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 厚生労働省、農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="4">HACCP支援法に基づくHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施	令和3年度	令和4年度	・平成30年の食品衛生法の一部改正法の円滑な施行（特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、営業許可制度の見直し等） ※令和2年6月1日及び令和3年6月1日に順次施行	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	HACCP支援法に基づくHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	—
年度	取組内容																		
令和2年度	・食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施																		
令和3年度																			
令和4年度	・平成30年の食品衛生法の一部改正法の円滑な施行（特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、営業許可制度の見直し等） ※令和2年6月1日及び令和3年6月1日に順次施行																		
令和5年度																			
令和6年度																			
年度	取組内容																		
令和2年度	HACCP支援法に基づくHACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援																		
令和3年度																			
令和4年度																			
令和5年度																			
令和6年度	—																		

項目名	④ 食品の安全性の確保 エ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係府省庁等
-----	--	------	-------------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省庁等で連携しつつ、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。</p> <p>具体的には、関係府省庁等の共催又は府省庁等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。</p> <p>また、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」等を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。</p> <p>今後とも、消費者庁が関係府省庁等の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>意見交換会等における参加者アンケートにおける参加者の理解度（令和元年度：平均91.4%（令和元年12月31日時点））</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>意見交換会等における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度について80%以上を維持することを目指す。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>アンケートでの「分かった」と「どちらかといえば分かった」という回答数をアンケート回収数で除したもの。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 関係府省庁等の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1594 1382 1872"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1594 651 1641">年度</th> <th data-bbox="651 1594 1382 1641">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1641 651 1688">令和2年度</td> <td data-bbox="651 1641 1382 1872" rowspan="5">食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1688 651 1736">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1736 651 1783">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1783 651 1830">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1830 651 1872">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	④ 食品の安全性の確保 オ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の推進	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。</p> <p>このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」等により消費者意識を把握するとともに、関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能 Q&amp;A」などによる情報提供を行う。</p>
------	---

KPI - 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」における放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合（第13回食品中の放射性物質等に関する意識調査結果：10.7%）</p> <p>（目標）</p> <p>「風評被害に関する消費者意識の実態調査」における放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合の漸減を目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>実態調査で放射性物質を理由に購入をためらう産地に福島県と回答した人を回答者数で除したもの。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和2年度</td> <td rowspan="5">食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、状況に応じた取組を実施</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、状況に応じた取組を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に向け、状況に応じた取組を実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	④ 食品の安全性の確保 力 輸入食品の安全性の確保	担当省庁	厚生労働省、外務省
-----	------------------------------	------	-----------

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>輸入食品の安全性確保のため、年度ごとに策定する輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の3段階で重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組む。また、必要な食品衛生監視員の確保などにより輸入食品監視体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出国対策：二国間協議等を通じて生産等の段階での安全管理の推進を図る。</li> <li>・輸入時対策：年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに違反の可能性が高い輸入食品については検査命令を実施するなど輸入食品の安全性確保体制を強化する。</li> <li>・国内流通時対策：国内流通品において違反食品が確認された際には、関係機関と連携を取るとともに必要に応じた輸入時監視の強化を図る。輸入食品等に起因する健康被害の情報があつた場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、関係機関において必要な措置を講ずる。</li> </ul> <p>○ 外務省の取組</p> <p>在外公館の「食の安全」担当官等による関係政府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働きかけ等に備えた人脈構築・強化及び連絡体制の整備・維持を行う。</p>
-------------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>輸入食品モニタリング検査目標達成率（令和元年度：100%）</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>輸入食品のモニタリング検査の達成率100%を目指す。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>モニタリング検査実施件数をモニタリング検査計画件数で除したもの。モニタリング検査計画件数は、年度ごとに輸入食品監視指導計画に基づき設定。</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 外務省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																
令和2年度	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の三段階の監視指導を実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
年度	取組内容																
令和2年度	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館を中心に、個別事例への対応、各国政府・国際機関との人脈形成・強化を図る。また、国内においても関係省庁・機関等との連絡体制の強化に取り組む。																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	

項目名	④ 食品の安全性の確保 キ 農業生産工程管理(GAP)の普及促進 ※SDGs 関連: 関連目標3、4、6、7、8、12 及び 15	担当省庁	農林水産省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>GAP とは、農産物の生産に当たり、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組であり、その実践や認証取得を促進する。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b> (目標)</p> <p>令和12年度末までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省ガイドラインを国際水準に改訂（令和2年中）</li> <li>・都道府県職員等のGAP指導員による指導活動の支援</li> <li>・人材育成のための、農業教育機関におけるGAP認証取得の支援</li> <li>・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準GAPの取組の支援</li> <li>・GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として、GAP情報発信サイト「Goodな農業！GAP-info」に掲載</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省ガイドラインを国際水準に改訂（令和2年中）</li> <li>・都道府県職員等のGAP指導員による指導活動の支援</li> <li>・人材育成のための、農業教育機関におけるGAP認証取得の支援</li> <li>・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準GAPの取組の支援</li> <li>・GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として、GAP情報発信サイト「Goodな農業！GAP-info」に掲載</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省ガイドラインを国際水準に改訂（令和2年中）</li> <li>・都道府県職員等のGAP指導員による指導活動の支援</li> <li>・人材育成のための、農業教育機関におけるGAP認証取得の支援</li> <li>・産地リスクの低減に資する団体認証の推進を通じた、産地における国際水準GAPの取組の支援</li> <li>・GAP認証農産物を取り扱う意向を有する実需者を「GAPパートナー」として、GAP情報発信サイト「Goodな農業！GAP-info」に掲載</li> </ul>								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	④ 食品の安全性の確保 ク 食品のトレーサビリティの推進	担当省庁	農林水産省、国税 庁、消費者庁
-----	---------------------------------	------	--------------------

施策概要	<p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <p>①米トレーサビリティの推進 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に 関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p> <p>②牛トレーサビリティの推進 BSEのまん延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別情報の提供を促進する。</p> <p>③飲食料品のトレーサビリティの推進 生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上させるため、フードチェーンを通じた新たな推進方策を策定し、推進方策に基づいた食品関連事業者等への普及啓発を実施する。【農林水産省】</p> <p>※基礎トレーサビリティ：入出荷記録の作成・保存 内部トレーサビリティ：入荷（原料）ロットと製造ロットの対応づけ</p>
------	---

<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<b>【KPI】</b> ① ・米及び米加工品（酒類を除く。）に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.8%（平成30年度の集計値）【農林水産省】 ・酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率：99.3%（平成30年度の集計値）【国税庁】 ② ・小売店等から購入した牛肉のDNA分析の結果、不一致率：2.3%（平成30年度の集計値）【農林水産省】 ③ ・生産者における農畜水産物の出荷記録の保存（基礎トレーサビリティ）の取組率：76.8%（令和元年度） ・流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存（内部トレーサビリティ）の取組率：40.7%（令和元年度） <b>（定義）</b> 農林水産省統計部：農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査による。									
	<b>【今後の取組予定】</b> ○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2">           ・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】            ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】            ・食品衛生法の一部改正により、HACCPに沿った衛生管理及び食品リコール情報の地方公共団体への報告が義務化されたことに合わせて、フードチェーン全体でトレーサビリティに取り組む仕組みの構築を図る。そのため有識者による検討会を開催し、農畜水産加工品について新たな推進方策の策定を行い、これに基づいた普及啓発に取り組む。【農林水産省】         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">           ・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】            ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】            ・新たな推進方策に基づき、トレーサビリティの普及推進活動を引き続き行う。【農林水産省】         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】 ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】 ・食品衛生法の一部改正により、HACCPに沿った衛生管理及び食品リコール情報の地方公共団体への報告が義務化されたことに合わせて、フードチェーン全体でトレーサビリティに取り組む仕組みの構築を図る。そのため有識者による検討会を開催し、農畜水産加工品について新たな推進方策の策定を行い、これに基づいた普及啓発に取り組む。【農林水産省】	令和3年度	令和4年度	・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】 ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】 ・新たな推進方策に基づき、トレーサビリティの普及推進活動を引き続き行う。【農林水産省】	令和5年度	令和6年度
	年度	取組内容								
	令和2年度	・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】 ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】 ・食品衛生法の一部改正により、HACCPに沿った衛生管理及び食品リコール情報の地方公共団体への報告が義務化されたことに合わせて、フードチェーン全体でトレーサビリティに取り組む仕組みの構築を図る。そのため有識者による検討会を開催し、農畜水産加工品について新たな推進方策の策定を行い、これに基づいた普及啓発に取り組む。【農林水産省】								
	令和3年度									
	令和4年度	・米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置。【農林水産省、国税庁、消費者庁】 ・牛肉の個体識別番号の表示状況を確認するため、小売業者等に対して立入検査等を実施し、その結果に基づき厳正に措置。【農林水産省】 ・新たな推進方策に基づき、トレーサビリティの普及推進活動を引き続き行う。【農林水産省】								
	令和5年度									
	令和6年度									



項目名	④ 食品の安全性の確保 ケ 食品衛生関係事犯及び食品の産地偽装表示事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>関係機関と連携した情報収集に努め、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進する。</p>
------	--

KPI - 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>該当する事犯に対する取締り状況</p> <p>(食品衛生関係事犯 平成30年度：21事件(平成29年：21事件)、検挙人員32人(平成29年：28人))</p> <p>食品の産地等偽装表示事犯 平成30年度：5事件(平成29年5事件)、検挙人員19人(平成29年：10人))</p>
------------------	--

**【今後の取組予定】**

○ 警察庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	④ 食品の安全性の確保 コ 流通食品への毒物混入事件への対処	担当省庁	警察庁
-----	-----------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努める。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>関係行政機関との情報交換状況 (令和元年度(11月1日現在):発生した流通食品への毒物混入事件等はない)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ア 特定商取引法等の執行強化等	担当省庁	消費者庁、経済産業省
-----	--	------	------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の執行強化</li> </ul> <p>悪質商法等による消費者被害を防止するため、関係機関等とも連携し、特定商取引法及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和 61 年法律 62 号。以下「預託法」という。）を厳正かつ適切に執行する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の見直し</li> </ul> <p>消費者のぜい弱性を狙った悪質商法への対策強化、経済のデジタル化・国際化に対応したルール整備について、有識者による「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催して議論を行い、令和 2 年度夏までに一定の結論を得た上で、具体的な制度設計を行う。その際には、悪質なお試し商法・定期購入といった詐欺的な通信販売に対する実効的な対策についても検討を行い、具体的な制度設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> </ul> <p>悪質ないわゆる「販売預託商法」に対して、特定商取引法及び預託法に基づき迅速かつ厳正に対処するとともに、上記の検討委員会にて実効的な法制度の在り方や体制強化を含む法執行の在り方について令和 2 年度夏までに一定の結論を得た上で、具体的な制度設計を行う。また、悪質ないわゆる「販売預託商法」に対して関係機関等と連携強化を継続して実施・検討していく。</p>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>特定商取引法による行政処分件数：89件（業務停止命令：26件、指示：30件、業務禁止命令：33件（令和2年3月31日現在））（平成30年度行政処分件数：58件（業務停止命令：13件、指示：19件、業務禁止命令：26件））</p> <p>預託法による行政処分件数</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>特定商取引法による行政処分件数は、法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> <li>・ 特定商取引法及び預託法の見直しのための検討</li> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> <li>・ 特定商取引法及び預託法の見直し</li> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> <li>・ 特定商取引法及び預託法の見直しのための検討</li> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> <li>・ 特定商取引法及び預託法の見直し</li> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> </ul>	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> </ul>	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>
年度	取組内容												
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> <li>・ 特定商取引法及び預託法の見直しのための検討</li> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>												
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> <li>・ 特定商取引法及び預託法の見直し</li> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>												
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法及び預託法の厳正かつ適切な執行</li> </ul>												
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪質ないわゆる「販売預託商法」に対する対処</li> </ul>												
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>												

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し イ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁等の取組</p> <p>特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえた厳正な法執行を行うとともに、法執行の状況及び消費者委員会の意見を踏まえた必要な執行体制強化を行う。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者向けの情報提供及び法執行の状況を把握するための環境整備の観点から、平成30年9月に消費者庁ウェブサイト内に新設した特定商取引法適用除外法令の運用状況をまとめたページについて、定期的に更新し、適用除外となっている各法令の運用状況が分かりやすく把握できるようにする。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新を少なくとも年に1回実施（令和元年度：1回）（別表1-1及び1-2参照）</li> <li>・当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知度</li> </ul> <p>（目標）</p> <p>当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知度を令和3年度末までに取組前と比較して5割向上させる。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1460 1382 1827"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1469 647 1503">年度</th> <th data-bbox="654 1469 1375 1503">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 1512 647 1545">令和2年度</td> <td data-bbox="654 1512 1375 1545">特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1554 647 1588">令和3年度</td> <td data-bbox="654 1554 1375 1588">特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1597 647 1630">令和4年度</td> <td data-bbox="654 1597 1375 1630">当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1639 647 1673">令和5年度</td> <td data-bbox="654 1639 1375 1673">踏まえて、更なる改善を検討</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1682 647 1715">令和6年度</td> <td data-bbox="654 1682 1375 1715"></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）	令和3年度	特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）	令和4年度	当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を	令和5年度	踏まえて、更なる改善を検討	令和6年度	
年度	取組内容												
令和2年度	特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）												
令和3年度	特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況の把握及び消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新（必要な作業に着手する際、法執行の状況を踏まえ、必要な体制を強化するよう、関係府省庁等に対し要請）												
令和4年度	当該ウェブページによる情報発信に関する消費者の認知状況を												
令和5年度	踏まえて、更なる改善を検討												
令和6年度													

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ウ 消費者契約法の見直しに向けた対応	担当省庁	消費者庁、法務省
-----	---	------	----------

施策概要	<p>○ 消費者庁、法務省の取組</p> <p>平成 30 年改正での審議において衆参両院の委員会で付された附帯決議や消費者委員会の答申の付言に記載された事項等について、平成 31 年 2 月から令和元 9 月まで、消費者庁で開催された「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」において、法制的・法技術的な観点から民法、商法、民事手続法及び経済学の研究者による検討が行われ、令和元年 9 月に研究会報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年 10 月上旬まで意見募集を実施し、同年 12 月に結果を公表した。さらに、同報告書を踏まえつつ、同年 12 月から「消費者契約に関する検討会」において、実効性の確保や実務への影響の観点から消費者・事業者の関係者を含めて検討を行っている。同検討会の取りまとめ結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の内容について、成年年齢を 18 歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が令和 4 年 4 月 1 日から施行されることから、若年者への周知が重要であることを踏まえつつ、国民生活センター、消費生活センター、適格消費者団体等と連携しつつ、消費者、事業者等に対して周知・広報を実施する。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>消費者契約法の認知度（令和元年度：38.0%）</p> <p>（目標）</p> <p>令和 6 年度までに消費者契約法の認知度を 50%とすることを目指す。</p> <p>（定義）</p> <p>消費者意識基本調査の問（「消費者契約法」は、消費者と事業者との間に情報の質や量、交渉力の格差があることから、消費者の利益を守るために、契約を取り消したり契約書の条項を無効にすることなどを定めています。あなたは、このような法律があることを知っていますか。）に「知っている」と回答した人の割合</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、法務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ</li> <li>・消費者契約法の周知広報活動</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施</li> <li>・消費者契約法の周知広報活動</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ</li> <li>・消費者契約法の周知広報活動</li> </ul>	令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施</li> <li>・消費者契約法の周知広報活動</li> </ul>	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容									
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消費者契約に関する検討会」の取りまとめ</li> <li>・消費者契約法の周知広報活動</li> </ul>									
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ結果を踏まえた必要な措置の実施</li> <li>・消費者契約法の周知広報活動</li> </ul>									
令和 4 年度										
令和 5 年度										
令和 6 年度										

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し エ 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者の財産被害の発生又は拡大の防止のため、消費者の財産被害に対して、消費者安全法の規定に基づく関係府省庁等から消費者庁への通知を確実に実施するとともに、消費者庁において、その内容を踏まえて必要な事案について、同法に基づく措置を迅速かつ的確に講ずる。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>消費者安全法の規定に基づく措置件数 (目標)</p> <p>消費者安全法の規定に基づく措置を毎年10件以上実施することを目指す。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1099 1382 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1099 649 1146">年度</th> <th data-bbox="649 1099 1382 1146">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1146 649 1193">令和2年度</td> <td data-bbox="649 1146 1382 1377" rowspan="5">消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1193 649 1240">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1240 649 1288">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1288 649 1335">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1335 649 1377">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	消費者安全法の規定に基づく通知、法的措置								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	① 商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し オ 高齢者、障害者等の権利擁護の推進 ※SDGs 関連：関連目標 16	担当省庁	厚生労働省、法務省、消費者庁
-----	---	------	----------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。</p> <p>成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。</p> <p>後見人等の担い手の確保に向けて、市民後見人の育成や後見を適切に行う法人の確保の取組を推進する。</p> <p>その他、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組を推進する。</p> <p>介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）を含む介護職員に対する研修において、成年後見制度等による高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図る。</p> <p>○ 法務省の取組</p> <p>日本司法支援センターにおいて、認知機能が十分でなく、法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象として、福祉機関等からの申入れに基づき、弁護士・司法書士が出張して資力の有無にかかわらず法律相談を行うアウトリーチ型の「特定援助対象者法律相談援助」を実施する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を図る。</p>
------	---



<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）を整備した市区町村</p> <p>②中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数</p> <p>③中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数</p> <p>④中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数</p> <p>⑤協議会等の合議体を設置した市区町村数</p> <p>⑥市町村計画を策定した市区町村数</p> <p>⑦国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数</p> <p>⑧後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数</p> <p>⑨特定援助対象者法律相談援助件数</p> <p style="padding-left: 20px;">（平成 30 年 1 月 24 日の援助開始以降の実績：1,140 件）（令和元年 12 月 31 日時点）</p> <p>⑩成年後見制度の活用促進に関する地方公共団体への要請回数</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>※①～⑧は令和 3 年度末までの目標</p> <p>①全 1,741 市区町村で中核機関を整備する。</p> <p>②全 1,741 市区町村の中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行う。</p> <p>③800 市区町村の中核機関において後見人候補者を推薦する取組を実施する。</p> <p>④200 市区町村の中核機関において後見人支援（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）の取組を行う。</p> <p>⑤全 1,741 市区町村で協議会等の合議体を設置する。</p> <p>⑥全 1,741 市区町村で市町村計画を策定する。</p> <p>⑦国の研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数を 3,500 人以上とする。</p> <p>⑧全 47 都道府県で後見人等向けの意思決定支援研修を実施する。</p> <p>⑨平成 27 年度及び平成 30 年度に作成・公表した成年後見制度の周知についての依頼文書を活用し、地方公共団体の消費者行政担当部局に対し、少なくとも年に 1 回要請を実施する。</p>
---	---

【今後の取組予定】

○ 厚生労働省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定等「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく取組を推進</li> <li>・各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、介護職員については尊厳の保持等の内容を含む介護職員初任者研修等を実施</li> </ul>
令和3年度	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用促進基本計画の変更の検討結果を踏まえ、取組を推進</li> <li>・各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、介護職員については尊厳の保持等の内容等を含む介護職員初任者研修等を実施</li> </ul>
令和5年度	
令和6年度	

○ 法務省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<関係機関・団体との連携・協力関係の構築> 福祉機関の職員等を対象とした業務説明会の開催等
令和3年度	
令和4年度	<特定援助対象者法律相談援助業務の周知> 日本司法支援センターウェブサイト、パンフレット等による特定援助対象者法律相談援助業務の周知
令和5年度	
令和6年度	

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	地方消費者行政ブロック会議の場において、都道府県等の消費者行政担当部局に対し、成年後見制度の周知を要請
令和3年度	
令和4年度	都道府県等の消費者行政担当部局による成年後見制度の周知状況を把握し、地方消費者行政ブロック会議の場等における要請の方法を検討
令和5年度	
令和6年度	

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ア 電気通信サービスに係る消費者保護の推進	担当省庁	総務省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>電気通信サービスに係る消費者保護ルールの実効性を確保するため、法執行を適切に実施するとともに、電話やインターネットによる消費者からの直接の情報提供の受付、PIO-NET を含む苦情相談記録の分析及び各種の調査等を通じて、制度の実施状況を継続的にモニタリングする。</p> <p>令和元年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）に関する事項も踏まえ、関係団体における、消費者の安心・安全なサービス利用に資する消費者保護ルールの遵守に向けた取組、業界の専門的知見をいかした苦情相談の処理及び勧誘の適正化等の自主的取組を推進する。</p> <p>電気通信消費者支援連絡会※を全国の各地域において毎年定期的に開催し、電気通信サービスにおける円滑なサービスの提供の確保や、苦情・相談等の適切な処理に関し、円滑で機動的な対応が行えるよう、関係者の間で情報共有・意見交換を行う。</p> <p>※各地の消費生活センターや電気通信事業者団体等を構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>電気通信サービスに係る消費者保護の制度の運用状況</p> <p>（目標）</p> <p>必要に応じて電気通信サービスに係る消費者保護ルールの整備を実施するとともに、消費者保護ルールの実施状況について総務省及び関係者の間で共有・評価等するICTサービス安心・安全研究会「消費者保護ルールのモニタリング定期会合」を開催し、消費者保護ルールの実効性を確保する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="3">・電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組を促進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td rowspan="2">・制度の実施状況のモニタリングを行い、必要な対応を実施 (特に、令和元年の改正電気通信事業法に基づく事業者・販売代理店の勧誘禁止行為の追加等がどのような成果を示すか注視)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組を促進	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・制度の実施状況のモニタリングを行い、必要な対応を実施 (特に、令和元年の改正電気通信事業法に基づく事業者・販売代理店の勧誘禁止行為の追加等がどのような成果を示すか注視)	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組を促進									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度	・制度の実施状況のモニタリングを行い、必要な対応を実施 (特に、令和元年の改正電気通信事業法に基づく事業者・販売代理店の勧誘禁止行為の追加等がどのような成果を示すか注視)									
令和6年度										

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 イ 有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	担当省庁	総務省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>有料放送サービスについては、説明義務、契約関係からの離脱のルール、販売勧誘活動などについて、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）及び「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」を遵守徹底させるなど、消費者保護を図る。また、有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況を継続的にモニタリングする。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況のモニタリング</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて取組状況を検証する。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" data-bbox="469 1075 1382 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1075 651 1122">年度</th> <th data-bbox="651 1075 1382 1122">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1122 651 1169">令和 2 年度</td> <td data-bbox="651 1122 1382 1169" rowspan="5">有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況のモニタリング及び必要に応じた検証</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1169 651 1216">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1216 651 1263">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1263 651 1310">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1310 651 1391">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況のモニタリング及び必要に応じた検証	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容								
令和 2 年度	有料放送サービスに関する苦情・相談処理に関する関係事業者の取組状況のモニタリング及び必要に応じた検証								
令和 3 年度									
令和 4 年度									
令和 5 年度									
令和 6 年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ウ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進 ※SDGs 関連：関連目標 1、8	担当省庁	金融庁
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>金融機関に顧客本位の業務運営を浸透・定着させることで、家計の安定的な資産形成を図り、より豊かな国民生活の実現を目指す。</p> <p>具体的には、①「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、金融機関に対して、顧客本位の業務運営を実現するための取組方針の策定や、その定着度合いを客観的に評価する成果指標（自主的な KPI・共通 KPI）の公表を促す、②金融機関や顧客の参考となるよう、金融機関に対するモニタリングで把握した優良事例等を公表する、といった施策を実施する。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的な KPI 及び投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI を策定・公表した金融事業者数</p> <p>※KPI の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則採択・取組方針策定事業者数：1,925 社（令和2年3月末）</li> <li>・自主的な KPI 公表事業者数：990 社（令和2年3月末）</li> <li>・共通 KPI 公表事業者数：380 社（令和2年3月末）</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: top;">           &lt;金融機関に顧客本位の業務運営を浸透・定着させるための取組（毎年、以下の取組を継続的に実施）&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組方針・成果指標の策定・公表促進に向けた各種取組</li> <li>・金融機関に対するモニタリング実施と結果公表</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<金融機関に顧客本位の業務運営を浸透・定着させるための取組（毎年、以下の取組を継続的に実施）> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組方針・成果指標の策定・公表促進に向けた各種取組</li> <li>・金融機関に対するモニタリング実施と結果公表</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	<金融機関に顧客本位の業務運営を浸透・定着させるための取組（毎年、以下の取組を継続的に実施）> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組方針・成果指標の策定・公表促進に向けた各種取組</li> <li>・金融機関に対するモニタリング実施と結果公表</li> </ul>									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										
令和6年度										

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 エ 詐欺的な事案に対する対応	担当省庁	金融庁
-----	---------------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>無登録で金融商品取引業を行っている者による詐欺的な事案については、関係機関とも連携の上、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うほか、警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。</p> <p>また、詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者等による悪質又は違法な勧誘行為については、SNS を活用するなど、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無登録業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立て件数</li> <li>・無登録で金融商品取引業等を行っている者に対する警告書の発出件数</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="3">・関係機関とも連携の上、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、裁判所への禁止命令等の申立てや警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td rowspan="2">・悪質又は違法な勧誘行為については、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き実施する。</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・関係機関とも連携の上、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、裁判所への禁止命令等の申立てや警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	・悪質又は違法な勧誘行為については、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き実施する。	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・関係機関とも連携の上、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、裁判所への禁止命令等の申立てや警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度	・悪質又は違法な勧誘行為については、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き実施する。									
令和6年度										

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う 金融商品取引業者等についての対応	担当省庁	金融庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者について、引き続き、投資者保護の観点から、適切に監督上の対応を行う。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資型クラウドファンディング業者の登録件数</li> <li>・行政処分件数</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="459 1043 1382 1323"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1043 639 1093">年度</th> <th data-bbox="639 1043 1382 1093">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1093 639 1137">令和2年度</td> <td data-bbox="639 1093 1382 1323" rowspan="5">投資型クラウドファンディングを取り巻く環境や金融商品取引業者の実態を踏まえ、投資者保護の観点から、必要な対応を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1137 639 1182">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1182 639 1227">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1227 639 1272">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1272 639 1323">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	投資型クラウドファンディングを取り巻く環境や金融商品取引業者の実態を踏まえ、投資者保護の観点から、必要な対応を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	投資型クラウドファンディングを取り巻く環境や金融商品取引業者の実態を踏まえ、投資者保護の観点から、必要な対応を実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 力 暗号資産交換業者等についての対応	担当省庁	金融庁、消費者庁
-----	---	------	----------

施策概要	<p>○ 金融庁の取組</p> <p>暗号資産交換業者について、利用者保護の観点から所要の制度整備を行い、制度等の周知を含め、整備された制度を適切に運用する。</p> <p>制度の運用に当たっては、登録業者ではない事業者による詐欺的行為等の消費者被害が発生していることを踏まえ、利用者保護の観点から、引き続き、消費者庁及び警察庁とも連携しつつ、無登録業者に対して警告等を行う。また、暗号資産が投機対象として取引されているとの指摘があること(※)を踏まえ、消費者保護上の問題が生じているかモニタリングするとともに、必要に応じて立入検査を行いつつ、暗号資産交換業者の内部管理態勢が適切に整備されているか検証を行う。</p> <p>※「仮想通貨交換業者等に関する研究会 報告書」(平成30年12月公表)参照</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>金融庁及び警察庁と連携して、継続的に、利用者向けの注意喚起を行うとともに、国民生活センターにおいて、暗号資産等に関連する研修を実施する。</p>																		
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暗号資産交換業者に対する規制の整備・運用状況</li> <li>・国民生活センターにおける消費生活相談員向けの暗号資産等に関連する研修の実施回数</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">令和2年5月1日に施行された資金決済法等改正法において整備された制度を適切に運用</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">暗号資産を取り巻く環境や暗号資産交換業者の実態を踏まえ、利用者保護の観点から、必要な対応を実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・暗号資産等に関する啓発用資料の作成・公表</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">暗号資産等を巡る消費生活相談の状況等を踏まえ、必要に応じて暗号資産等に関する啓発用資料の内容及び当該資料を活用した注意喚起の方法について見直す</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	令和2年5月1日に施行された資金決済法等改正法において整備された制度を適切に運用	令和3年度	令和4年度	暗号資産を取り巻く環境や暗号資産交換業者の実態を踏まえ、利用者保護の観点から、必要な対応を実施	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	・暗号資産等に関する啓発用資料の作成・公表	令和3年度	令和4年度	暗号資産等を巡る消費生活相談の状況等を踏まえ、必要に応じて暗号資産等に関する啓発用資料の内容及び当該資料を活用した注意喚起の方法について見直す	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																		
令和2年度	令和2年5月1日に施行された資金決済法等改正法において整備された制度を適切に運用																		
令和3年度																			
令和4年度	暗号資産を取り巻く環境や暗号資産交換業者の実態を踏まえ、利用者保護の観点から、必要な対応を実施																		
令和5年度																			
令和6年度																			
年度	取組内容																		
令和2年度	・暗号資産等に関する啓発用資料の作成・公表																		
令和3年度																			
令和4年度	暗号資産等を巡る消費生活相談の状況等を踏まえ、必要に応じて暗号資産等に関する啓発用資料の内容及び当該資料を活用した注意喚起の方法について見直す																		
令和5年度																			
令和6年度																			



項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 キ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	担当省庁	経済産業省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するため、平成30年6月に施行された割賦販売法の一部を改正する法律の遵守が徹底されるよう、引き続き、割賦販売法（昭和36年法律第159号）の適切な執行等を行う。同法で規定されているセキュリティ対策については、「クレジットカード取引セキュリティ対策協議会」（事務局：一般社団法人日本クレジット協会）が策定する「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を実務上の指針として位置付け、着実に取組を進める。</p> <p>また、令和元年12月20日に公表された割賦販売小委員会報告書「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」に基づき、過剰与信防止等の消費者保護に留意しつつ、制度見直しの検討を進める。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>クレジットカード取引に係る消費者保護の制度の整備・運用状況</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">平成28年改正割賦販売法の運用及び割賦販売小委員会報告書（令和元年12月20日公表）に基づく制度見直しの検討</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	平成28年改正割賦販売法の運用及び割賦販売小委員会報告書（令和元年12月20日公表）に基づく制度見直しの検討	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	平成28年改正割賦販売法の運用及び割賦販売小委員会報告書（令和元年12月20日公表）に基づく制度見直しの検討								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ク 商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	担当省庁	経済産業省、農林水産省
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 経済産業省、農林水産省の取組</p> <p>商品先物取引に関し、委託者の保護及び取引の適正化を図るため、引き続き、商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行う。また、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底するほか、委託者の保護に欠ける事態が生じた場合には、速やかに所要の措置を講ずる。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>苦情相談件数：</p> <p>経済産業省（消費者相談室）：6件（令和元年度上半期の件数（暫定版）） （平成30年度：22件）</p> <p>農林水産省：0件（令和元年度。令和2年2月29日時点）（平成30年度：0件）</p> <p>※参考：取引高：1817万枚（令和2年2月29日時点）（平成30年度：2131万枚）（取引高は、東京商品取引所と大阪堂島商品取引所の合算）</p> <p>※参考：PIO-NETに寄せられた相談件数：23件（令和元年11月30日時点）（平成30年度：38件）</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>商品先物取引に関する苦情受付件数・相談・苦情件数を、取引高も考慮しつつ令和元年度と比較して減少させる。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>経済産業省及び農林水産省それぞれの省で集計されている。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 経済産業省、農林水産省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">今後も委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底する。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	今後も委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底する。	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	今後も委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底する。								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ケ 住宅宿泊事業法の適正な運用	担当省庁	厚生労働省、国土 交通省
-----	--	------	-----------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省、国土交通省の取組</p> <p>平成 29 年 6 月に成立した住宅宿泊事業法について、適切に宿泊者保護が図られるよう、政省令、ガイドライン、標準住宅宿泊仲介業約款等の周知を行う。また、これらの法令等に基づいて、必要に応じ指導・監督を行う等制度の適切な運用を行う。また、今後の運用状況を踏まえて制度の見直し等必要な対応を検討・実施する。</p>									
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>住宅宿泊事業法に関する制度の整備・運用状況</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 厚生労働省、国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>宿泊者保護を含めた住宅宿泊事業法の適切な運用及び周知</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td rowspan="4">住宅宿泊事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	宿泊者保護を含めた住宅宿泊事業法の適切な運用及び周知	令和 3 年度	住宅宿泊事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容									
令和 2 年度	宿泊者保護を含めた住宅宿泊事業法の適切な運用及び周知									
令和 3 年度	住宅宿泊事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施									
令和 4 年度										
令和 5 年度										
令和 6 年度										

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 コ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	担当省庁	国土交通省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」のウェブサイト掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点についてインターネットテレビにより注意喚起を行う。</p> <p>さらに、民間賃貸住宅のトラブルに関する相談を受ける地方公共団体の職員等を対象とした研修会を実施し、関係者間において「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」、相談内容や紛争処理事例等の情報共有を図る。</p> <p>家賃債務保証業者の適正な運営を確保し、家賃債務保証の健全な発達を図ることを通じて賃貸住宅の賃借人等の利益の保護を図ることを目的とした国土交通省の告示（平成 29 年 10 月 25 日施行）による家賃債務保証業者登録制度において、家賃債務保証業者を営む者の登録に関し必要な事項を定め、要件を満たす家賃債務保証業者を国が登録・公表することにより、消費者へ情報提供を行う。</p> <p>令和 2 年に成立した賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 60 号）に基づき、サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化のための措置及び賃貸住宅管理業に係る登録の義務付けを行い、これらの規制について関係省庁や業界団体とも密接に連携し、ガイドラインを作成する等により、周知徹底を図る。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドライン等の周知及び注意喚起の状況（ウェブサイトへの掲載、研修会の開催回数・参加人数）</li> <li>・民間賃貸住宅の賃貸借に関する消費生活相談の件数</li> <li>・アンケートにおいて、管理業者との間でトラブルが発生したと回答したオーナーの割合</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td rowspan="2">・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」等のウェブサイトへの掲載等による周知・普及を実施</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td rowspan="3">・一定の要件を満たす家賃債務保証業者の登録を実施 ・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律におけるサブリース契約の適正化に係る措置の施行 ・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律における賃貸住宅管理業に係る措置を施行 ・サブリース事業に係る規制内容等を具体的に明示したガイドラインを策定し、周知徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」等のウェブサイトへの掲載等による周知・普及を実施	令和 3 年度	令和 4 年度	・一定の要件を満たす家賃債務保証業者の登録を実施 ・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律におけるサブリース契約の適正化に係る措置の施行 ・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律における賃貸住宅管理業に係る措置を施行 ・サブリース事業に係る規制内容等を具体的に明示したガイドラインを策定し、周知徹底を図る。	令和 5 年度	令和 6 年度
年度	取組内容									
令和 2 年度	・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」等のウェブサイトへの掲載等による周知・普及を実施									
令和 3 年度										
令和 4 年度	・一定の要件を満たす家賃債務保証業者の登録を実施 ・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律におけるサブリース契約の適正化に係る措置の施行 ・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律における賃貸住宅管理業に係る措置を施行 ・サブリース事業に係る規制内容等を具体的に明示したガイドラインを策定し、周知徹底を図る。									
令和 5 年度										
令和 6 年度										

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 サ 住宅リフォーム等における消費者保護	担当省庁	国土交通省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>住宅リフォームや中古住宅の売買に係る各種瑕疵保険を利用する事業者の情報（事業者名・所在地・保険契約実績等）を住宅瑕疵担保責任保険協会のウェブサイトにて公開し、住宅リフォーム及び中古住宅流通に関する情報提供を行う。</p> <p>住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、国土交通省の告示（平成26年9月1日公布・施行）による住宅リフォーム事業者団体登録制度において、住宅リフォーム事業者団体の登録に関し必要な事項を定め、要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表することにより、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を行う。</p> <p>消費者が基礎的な品質等を有する既存住宅を円滑に選択できるようにするため、耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）の結果、構造上の不具合及び雨漏りが認められず、想定されるリフォームの内容・費用等について適切な情報提供が行われる既存住宅について、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める安心R住宅制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）（国土交通省告示（平成29年11月6日公布・平成29年12月1日施行））を推進し、安心して購入できる既存住宅の普及を図る。</p> <p>住宅リフォーム及び既存住宅売買に関するトラブルに対応するため、消費者保護の観点から、令和元年10月に取りまとめられた「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等について充実を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅リフォーム事業者団体登録制度における登録団体数</li> <li>・「安心R住宅」制度における登録団体数</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">住宅リフォーム事業者団体登録制度及び「安心R住宅」制度の推進及び周知・普及</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	住宅リフォーム事業者団体登録制度及び「安心R住宅」制度の推進及び周知・普及	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	住宅リフォーム事業者団体登録制度及び「安心R住宅」制度の推進及び周知・普及								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 シ 高齢者向け住まいにおける消費者保護	担当省庁	厚生労働省、国土交通省
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省、国土交通省の取組</p> <p>高齢者向け住まいについては、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する。</p> <p>また、事業者に対し前払金の保全措置を徹底するよう指導するとともに、事業者の廃業等の実態把握と廃業時等の入居者の居住の確保を図るための運用を引き続き求める。さらに、入居希望者が高齢者向け住まいの検討・選択をする際の参考となるよう情報提供の充実を図る。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①厚生労働省のガイドライン（※1）の改定状況 （平成30年度：平成30年4月2日改定）</p> <p>②地方公共団体への周知状況 （平成30年度：平成31年3月29日指導通知（※2）発出。平成31年3月19日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議にて周知）</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>①法令等の改正に伴い、厚生労働省のガイドラインについて改定を行う。</p> <p>②地方公共団体の周知状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対して、毎年度指導通知を発出し、周知を行う。</li> <li>・地方公共団体に対して、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて毎年度周知を行う。</li> </ul> <p><b>（定義）</b></p> <p>※1：有料老人ホームの設置運営標準指導指針（老発第 0718003 号平成 14 年 7 月 18 日・最終改正老発 0402 第 1 号平成 30 年 4 月 2 日老健局長通知）</p> <p>※2：有料老人ホームを対象とした指導の強化について（老高発 0329 第 1 号平成 31 年 3 月 29 日老健局高齢者支援課長通知）</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省、国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の継続、入居希望者への情報提供の充実</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の継続、入居希望者への情報提供の充実	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の継続、入居希望者への情報提供の充実								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応 ※SDGs 関連：関連目標3	担当省庁	消費者庁、厚生労働省、関係省庁等
-----	---	------	------------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁、厚生労働省、関係省庁等の取組</p> <p>「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（2017年1月消費者委員会）を受け、身元保証等高齢者サポート事業について関係省庁と連携し実態把握を行い、その結果を踏まえ、消費生活相談情報を地方公共団体の高齢者福祉部局へ提供し、当該高齢者福祉部局の窓口や地域包括支援センターにおいて当該事業に関する相談を受けた場合における助言対応及び消費生活センターとの連携の際の参考とするほか、必要な措置を検討・実施する。</p> <p>また、当該事業を運営していることが判明している事業者に対し、預託金の管理等、適切に業務運営を行うよう、依頼する。</p> <p>更に、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供を行う。</p>												
<p>KPI・今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>身元保証等高齢者サポート事業に関する消費生活相談の件数 (目標)</p> <p>身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者トラブルの発生防止に努める。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○消費者庁、厚生労働省、関係省庁等の取組</p> <table border="1" data-bbox="443 1234 1382 1554"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1234 630 1283">年度</th> <th data-bbox="630 1234 1382 1283">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1283 630 1332">令和2年度</td> <td data-bbox="630 1283 1382 1332">・地方公共団体に対し、消費生活相談情報を提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1332 630 1382">令和3年度</td> <td data-bbox="630 1332 1382 1382">・必要な措置の検討・実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1382 630 1431">令和4年度</td> <td data-bbox="630 1382 1382 1431">・身元保証等高齢者サポート事業を運営していることが判明している事業者に対する依頼</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1431 630 1480">令和5年度</td> <td data-bbox="630 1431 1382 1480"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1480 630 1554">令和6年度</td> <td data-bbox="630 1480 1382 1554">・消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・地方公共団体に対し、消費生活相談情報を提供	令和3年度	・必要な措置の検討・実施	令和4年度	・身元保証等高齢者サポート事業を運営していることが判明している事業者に対する依頼	令和5年度		令和6年度	・消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供
年度	取組内容												
令和2年度	・地方公共団体に対し、消費生活相談情報を提供												
令和3年度	・必要な措置の検討・実施												
令和4年度	・身元保証等高齢者サポート事業を運営していることが判明している事業者に対する依頼												
令和5年度													
令和6年度	・消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供												

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 セ 美容医療サービス等の消費者被害防止	担当省庁	厚生労働省、消費者庁
-----	--	------	------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省の取組</p> <p>美容医療、歯科インプラント等の自由診療については、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」に係る Q&amp;A や説明用資材を関係者に周知徹底し、指導事例の共有等により、円滑な指導のための連携を行う。</p> <p>「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（平成 27 年 7 月消費者委員会）も踏まえ、地方公共団体及び医療安全支援センターにおけるインフォームド・コンセントや消費者被害に関する相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、地方公共団体等に対して消費者からの相談情報を提供することを含む必要な対策を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>平成 29 年 12 月から、一定の美容医療契約が特定継続的役務提供として特定商取引法の規制対象とされたことに伴い、継続して、特定商取引法の執行を厳正に実施するほか、周知・啓発活動を実施する。</p> <p>○ 消費者庁、厚生労働省の取組</p> <p>美容医療サービスの提供状況の把握に資するよう、「美容医療サービス」関連で PIO-NET に登録された消費生活相談情報を地方公共団体に提供する。</p>
------	--



<b>KPI・ 今後の取組予定</b>	<b>【KPI】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数）（平成30年度：6,609件（143件））</li> <li>・美容医療サービスに係る消費者からの相談情報の地方公共団体への提供回数（令和元年度：4回）</li> </ul> <b>（定義）</b> インフォームド・コンセントに関する相談・苦情及び行政指導件数については、法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。										
	<b>【今後の取組予定】</b> ○ 厚生労働省の取組										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・地方公共団体に対するインフォームド・コンセントに関する説明用資材の周知</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・地方公共団体に対するインフォームド・コンセントに関する説明用資材の周知	令和3年度	令和4年度	・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応	令和5年度	令和6年度	・指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携
	年度	取組内容									
	令和2年度	・地方公共団体に対するインフォームド・コンセントに関する説明用資材の周知									
	令和3年度										
	令和4年度	・地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応									
	令和5年度										
	令和6年度		・指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携								
	○ 消費者庁の取組										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">平成29年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">美容医療関係の消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその周知・啓発の方法等を見直す</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	平成29年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行	令和3年度	令和4年度	美容医療関係の消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその周知・啓発の方法等を見直す	令和5年度	令和6年度	美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行	
年度	取組内容										
令和2年度	平成29年に改正された特定商取引法施行令の周知・啓発、美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行										
令和3年度											
令和4年度	美容医療関係の消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその周知・啓発の方法等を見直す										
令和5年度											
令和6年度		美容医療関係において悪質な事案があった場合における厳正な執行									
○ 消費者庁、厚生労働省の取組											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談情報の地方公共団体への提供</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその方法等に見直しを加えつつ、地方公共団体へ提供</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談情報の地方公共団体への提供	令和3年度	令和4年度	「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその方法等に見直しを加えつつ、地方公共団体へ提供	令和5年度	令和6年度		
年度	取組内容										
令和2年度	「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談情報の地方公共団体への提供										
令和3年度											
令和4年度	「美容医療サービス」関連でPIO-NETに登録された消費生活相談の状況を踏まえ、必要に応じてその方法等に見直しを加えつつ、地方公共団体へ提供										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ソ 警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 19 条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、警備業務の依頼者の保護が図られるよう、各都道府県警察による警備業者に対する指導及び違反業者に対する行政処分による指導監督を実施する。</p> <p>警備業務に関する苦情の解決義務が円滑に行われるよう、都道府県公安委員会による報告徴収・立入検査の監督権限によって、苦情の適切な解決が行われているかを確認するとともに、関連団体との連携を推進する。</p>										
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>警備業者への指導状況（平成 30 年行政処分：264 件（平成 29 年行政処分：293 件））</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td rowspan="2">           &lt;警備業者に対する指導監督の継続実施&gt;            ・各都道府県において、各種講習会や立入検査等、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> <td>           ・違反業者に対する行政処分の実施            &lt;関係機関との連携&gt;         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> <td rowspan="2">           ・一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	<警備業者に対する指導監督の継続実施> ・各都道府県において、各種講習会や立入検査等、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施	令和 3 年度	令和 4 年度	・違反業者に対する行政処分の実施 <関係機関との連携>	令和 5 年度	・一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化	令和 6 年度
年度	取組内容										
令和 2 年度	<警備業者に対する指導監督の継続実施> ・各都道府県において、各種講習会や立入検査等、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施										
令和 3 年度											
令和 4 年度	・違反業者に対する行政処分の実施 <関係機関との連携>										
令和 5 年度	・一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化										
令和 6 年度											

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 タ 探偵業法の運用の適正化	担当省庁	警察庁
-----	--------------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>各都道府県警察において、探偵業法第8条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、探偵業務の依頼者の保護が図られるよう、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を行い、違反業者に対して検挙・行政処分といった措置を採るなど、探偵業者に対する指導監督を継続的に実施する。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>探偵業者への指導状況（平成30年行政処分：40件、立入調査：2,625件（平成29年行政処分：43件、立入調査：2,707件））</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県警察において、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施</li> <li>違反業者に対する検挙・行政処分の実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県警察において、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施</li> <li>違反業者に対する検挙・行政処分の実施</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県警察において、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施</li> <li>違反業者に対する検挙・行政処分の実施</li> </ul>								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 チ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	担当省庁	経済産業省、 消費者庁
-----	--	------	----------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 経済産業省、消費者庁の取組</p> <p>電力及びガス小売全面自由化を受けて、経過措置料金解除の有無や移行手続を含め、周知・広報を実施する。</p> <p>また、経過措置料金解除がなされた場合には事後監視を行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターで連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口等に寄せられた不適切な営業活動等について、事実関係の確認や指導を実施する。</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>消費者トラブルの状況を注視し、必要に応じて関係法令（特定商取引法など）を厳正に執行する。</p>
-------------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>① 電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化についての広報の実施状況</p> <p>家庭用電力の小売全面自由化認知率（平成30年度：78.2%） 家庭用ガスの小売全面自由化認知率（平成30年度：59.9%）</p> <p><b>（目標）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用電力の小売全面自由化認知率を令和6年度まで85%とすることを目指す。</li> <li>・家庭用ガスの小売全面自由化認知率を令和6年度までに80%とすることを目指す。</li> </ul> <p><b>（定義）</b></p> <p>家庭用電力の小売全面自由化認知率は、「電気の購入先変更者」、「電気料金プラン変更者」又は「都市ガス利用&amp;ガスの購入先変更者」の20～69歳男女計1万人を対象としたインターネット調査において、「あなたは、「家庭用（低圧電力区分の事業者含む）電力の小売自由化」について、どの程度ご存知ですか。」という設問に対し、「内容を詳しく知っている」、「内容を知っている」、「聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」、「聞いたことがない」という5つの選択肢のうち、「内容を詳しく知っている」、「内容を知っている」、「聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」と回答した割合と定義する。当該回答状況については、産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費）（電力・ガス小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業）において調査される。</p> <p>家庭用ガスの小売全面自由化認知率は、自宅でガスを使用している20～60代の一般男女数千人を対象としたインターネット調査において、「あなたは、「ガス小売全面自由化」についてどの程度ご存知ですか」という設問に対し、「内容を知っている」、「見たり、聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」、「見たり、聞いたことはあるが、内容は全く知らない」、「見たことも聞いたこともない」という4つの選択肢のうち、「内容を知っている」、「見たり、聞いたことがあり、内容はなんとなく知っている」と回答した割合と定義する。当該回答状況については、「天然ガスの高度利用に係る事業環境等の調査（ガス小売全面自由化広報フォローアップ調査）」において調査される。</p> <p>② 特定商取引法の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売電気事業者 特定商取引法による行政処分件数（令和元年度：11件（業務停止命令：3件、指示：3件、業務禁止命令：5件（令和2年3月31日現在））</li> <li>・ガス小売事業者 特定商取引法による執行実績はなし。</li> </ul> <p><b>（目標）</b></p> <p>悪質事案に対して厳正に対処していく。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>特定商取引法による行政処分件数は法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。</p>
-------------------------	--

③ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の執行状況

景品表示法による行政処分件数（令和元年度：執行実績なし）

（目標）

不当な表示に対して厳正に対処していく。

（定義）

景品表示法による措置命令件数及び課徴金納付命令件数

④ 消費者安全法の執行状況

消費者安全法による法的措置件数（令和元年度：執行実績なし）

（目標）

悪質事案に対して厳正に対処していく。

（定義）

消費者安全法による法的措置の件数

**【今後の取組予定】**

○ 経済産業省、消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	・電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施
令和3年度	
令和4年度	・電力小売全面自由化を受けた措置についての周知・広報、経過措置料金解除がなされた場合には事後監視、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施
令和5年度	
令和6年度	・ガス小売全面自由化を受けた措置についての周知・広報・事後監視、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施

○ 経済産業省の取組

年度	取組内容
令和2年度	電気事業法関係法令及び指針並びにガス事業法関係法令及び指針に基づき、小売電気事業者及びガス小売事業者の取引の適切な監視を行うとともに、「望ましい」取組を促す。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	電力小売全面自由化及びガス小売全面自由化に便乗した悪質な消費者トラブルに対する厳正な法執行
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	② 商品やサービスに応じた取引の適正化 ツ チケット不正転売禁止法の適切な運用	担当省庁	文部科学省、消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------------

施策概要	<p>○ 文部科学省、消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <p>興行入場券の適正な流通を確保するために、令和元年6月14日に施行された特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成30年法律第103号。以下「チケット不正転売禁止法」という。）の普及啓発を図る。消費者保護のための対応として、関係府省庁ウェブサイト等による消費者等への情報提供、注意喚起を行う。</p> <p>また、消費者からの相談に対応できるようにするため、消費生活相談員向けの研修等を実施する。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>消費者等への情報提供・注意喚起の実施件数 消費生活相談員向け研修会等における説明の実施回数</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者等への情報提供・注意喚起</li> <li>・消費生活相談員向け研修会等における説明を実施</li> </ul> <p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係府省庁の情報提供等の実施件数の総計</li> <li>・関係府省庁の研修会等の実施回数の総計</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 文部科学省、消費者庁、関係府省庁等の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施 ・消費生活相談員向けの研修等の実施</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施	令和3年度	・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施 ・消費生活相談員向けの研修等の実施	令和4年度	チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容										
令和2年度	・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施										
令和3年度	・チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施 ・消費生活相談員向けの研修等の実施										
令和4年度	チケット不正転売禁止法の普及啓発、消費者等への情報提供・注意喚起の実施										
令和5年度											
令和6年度											

項目名	③ 不当な表示を一般的に制限・禁止する 景品表示法の厳正な運用 ア 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>景品表示法に基づく措置命令件数（都道府県によるものを含む。）及び課徴金納付命令件数並びに指導件数（令和元年度：措置命令件数 25 件、課徴金納付命令件数：9 件、都道府県による措置命令：10 件（令和元年 12 月末時点））</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行</li> <li>・ 課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行</li> <li>・ 課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し</li> </ul>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行</li> <li>・ 課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し</li> </ul>								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									



項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 ア 家庭用品の品質表示の普及啓発、適正な運用及び見直し	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>一般消費者の利益を保護するために、国民生活センターや消費者センター等の関係機関と連携し、説明会への講師派遣等を通じ、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の普及啓発活動を継続的に行うとともに、家庭用品の品質に関する表示の適正化に向けて適切に対応する。</p> <p>家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準の内容について、必要に応じて見直しを行う。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①説明会等の参加者数及び参加者アンケートにおける家表法に対する参加者の理解度</p> <p>②家庭用品品質表示に係る相談受付件数</p> <p><b>(目標)</b></p> <p>アンケートにおける家庭用品品質表示法に対する参加者の理解度を令和6年度までに90%以上とすることを旨とする。</p> <p><b>(定義)</b></p> <p>①消費者庁から職員を派遣した、家庭用品品質表示法に関する説明会等において実施したアンケートの結果</p> <p>②消費者庁における家庭用品品質表示法に関する相談受付件数</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="2">・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等	令和3年度	令和4年度	・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容									
令和2年度	・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等									
令和3年度										
令和4年度	・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応									
令和5年度										
令和6年度										

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 イ 住宅性能表示制度の普及促進及び評価方法の充 実 ※SDGs 関連：関連目標 7、11	担当省庁	国土交通省、 消費者庁
-----	--	------	----------------

施策概要	<p>○ 国土交通省、消費者庁の取組</p> <p>住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。</p>																
KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>説明会等実施回数（令和元年度：4回）</p> <p><b>（目標）</b></p> <p>令和2年度においては説明会等における制度の周知を55回実施する。</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>省エネ等良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度等説明会や評価員講習などの各種説明会等において、住宅性能表示制度について周知を行った回数</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">説明会等において制度の周知を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	説明会等において制度の周知を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	取組内容	令和2年度	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容																
令和2年度	説明会等において制度の周知を実施																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	
年度	取組内容																
令和2年度	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実																
令和3年度																	
令和4年度																	
令和5年度																	
令和6年度																	

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 ウ 省エネ性能表示の普及促進	担当省庁	国土交通省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>住宅・建築物・まちづくりの環境品質の向上（室内環境、景観への配慮等）と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す「建築環境総合性能評価システム（CASBEE:Comprehensive Assessment System for Built Environment EffICIency）」の開発・普及を推進する。</p> <p>さらに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第36条の規定に基づく省エネ基準適合認定マークや、同第7条の規定に基づく省エネ性能表示のガイドラインに従った「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS:Building-Housing Energy-effICIency Labeling System）」の普及促進を進めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号。以下「改正省エネ法」という。）により創設された建築士から建築主に対する省エネ基準への適否等の説明義務について周知を行う。</p>								
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>説明会等実施回数（令和元年度：55回）</p> <p>（目標）</p> <p>令和2年度においては説明会等における制度の周知を55回実施する</p> <p>（定義）</p> <p>省エネ等良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度等説明会などの各種説明会等において、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）や建築物省エネルギー性能表示制度及び改正省エネ法に基づく、建築士から建築主に対する省エネ基準への適否等の説明義務等について周知を行った回数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="5">説明会等において制度の周知を実施</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	説明会等において制度の周知を実施	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	説明会等において制度の周知を実施								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 エ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、指定建物錠の性能表示について検証を行うことにより制度の適正な運用の確保を図る。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>指定建物錠の性能表示の検証の実施状況</p> <p>(令和2年1月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施。(平成30年度は平成31年1月に実施))</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="461 1088 1382 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 1088 646 1133">年度</th> <th data-bbox="646 1088 1382 1133">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1133 646 1178">令和2年度</td> <td data-bbox="646 1133 1382 1178" rowspan="6">指定建物錠の性能表示についての検証</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1178 646 1223">令和3年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1223 646 1267">令和4年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1267 646 1312">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1312 646 1357">令和6年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1357 646 1377"></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	指定建物錠の性能表示についての検証	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
年度	取組内容									
令和2年度	指定建物錠の性能表示についての検証									
令和3年度										
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 オ 医療機関のウェブサイトによる情報提供	担当省庁	厚生労働省、消費者庁
-----	---	------	------------

施策概要	<p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <p>美容医療を始めとした医療機関のウェブサイトの表示適正化のため、地方公共団体に対し「医療機関ホームページガイドライン」（平成24年9月28日）などの周知徹底依頼や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図ってきた。こうした中、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、平成27年7月7日に消費者委員会から医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議（美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議）がなされたことを受け、医療機関に関する広告規制等の在り方について改めて検討し、平成28年に取りまとめ、第193回国会で医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）が成立した。</p> <p>同法の成立後、施行に向け、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」等における議論を踏まえ、省令等を改正（平成30年5月8日公布、同年6月1日施行）し、あわせて「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）を策定した。今後は医療広告ガイドライン等の周知や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図る。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施する。</p> <p>地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、医療広告ガイドライン等の効果の検証を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知する。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>地方公共団体における医療広告に関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数）（平成30年度：329件（77件））</p> <p><b>（定義）</b></p> <p>医療広告に関する相談・苦情及び行政指導件数については、法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">年度</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td rowspan="2">・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="2">・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有	令和3年度	令和4年度	・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応	令和5年度	令和6年度	・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知
年度	取組内容										
令和2年度	・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有										
令和3年度											
令和4年度	・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応										
令和5年度											
令和6年度	・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知										

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び 関係法令の厳正な運用 ア 食品表示制度の適切な運用等	担当省庁	消費者庁、農林水産省
-----	---	------	------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>令和2年度から完全施行された食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく新たな食品表示制度について、適切な運用を図るとともに、消費者の更なる食品表示の活用に向け、戦略的な普及啓発のため、消費者に効果的に普及を行うことができる専門職と連携するとともに、多様な消費者層に応じた制度の普及に取り組む。また、栄養成分表示についての普及啓発を進め、健康づくりに役立つ情報源としての理解促進を図る。</p> <p>特に食物アレルギーについては、食物アレルギーに対する社会的関心が高まっていることから、食物アレルギーを持つ消費者が安心して食品を喫食できるよう、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずることを目的として、おおむね3年おきに実施している実態調査の結果を基に表示対象品目の見直しを検討するとともに、正しくアレルギー表示が行われるように事業者に対し普及啓発を図る。</p> <p>ゲノム編集技術応用食品については、食品がそれに該当するか知りたいという消費者ニーズがあるため、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかでない場合には、事業者に対し積極的に表示等の情報提供を行うよう働きかけを行う。一方、現段階では、国内外においてゲノム編集技術応用食品について取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であること、及びゲノム編集技術を用いたものか科学的な判別が困難であることを踏まえ、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に基づく表示の対象としないこととしている。このため、今後、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行った上で、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討することとする。また、ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携して消費者や事業者へ普及啓発を行う。</p> <p>保健機能食品及び特別用途食品については、その制度を適切に運用するとともに、消費者及び事業者に対し、積極的な普及啓発を行い、理解促進を図る。</p> <p>また、令和4年度に全面施行される加工食品の原料原産地表示制度、令和5年度に施行を迎える遺伝子組換え食品表示制度等についても、事業者が速やかに従前の制度から新しい制度に移行できるよう事業者団体、地方公共団体等が開催する講習会等を通じて事業者へ周知を図るとともに、消費者団体等と連携した食品表示制度セミナーを開催することにより、消費者への普及啓発を行い、理解促進を図る。</p> <p>さらに、消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書（令和元年8月消費者委員会食品表示部会）を踏まえ、消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うことを目的とした調査等を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。</p>
------	---

	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>平成 29 年 9 月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示については、引き続き、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。</p>						
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p><b>【KPI】</b></p> <p>①食品表示制度に関する消費者の理解度  (表示制度：令和元年度の理解度 (%) / 令和元年度の目標値 (%))  期限表示：56.7/60.8、食品添加物：22.4/46.0、アレルギー：46.3/23.3、栄養成分表示：40.4/39.3、遺伝子組換え食品（分別流通生産管理）：12.5/34.1、遺伝子組換え食品（不分別）：8.9/34.1、原料原産地表示（対象品目）：12.1/52.5、原料原産地表示（対象原材料）：13.7/52.5、原料原産地表示（製造地表示）：18.2/52.5、原料原産地表示（又は表示）：12.7/52.5、原料原産地表示（大括り表示）：23.2/52.5、特定保健用食品：33.6/42.9、栄養機能食品 11.0/45.2、機能性表示食品：17.4/42.5</p> <p>②食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数：7,110,019 件（令和元年度）</p> <p><b>(目標)</b></p> <p>①食品表示制度に関する消費者の理解度を令和 6 年度までに目標値（※）に到達させることを目指す。  ※消費者意向調査において、食品表示制度を認知していると回答した者の割合と、各表示事項を参考にしていると回答した者の割合を掛け合わせた割合。</p> <p>②食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数が毎年度 400 万件以上を維持することを目指す。</p> <p><b>(定義)</b></p> <p>①消費者意向調査における各表示事項への設問に対して、正しい選択肢を選んだ者の割合を理解度とする。</p> <p>②1 年間の消費者庁ウェブサイトにおける食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数を集計する。</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1536 1382 1960"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1536 651 1581">年度</th> <th data-bbox="651 1536 1382 1581">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1581 651 1771">令和 2 年度</td> <td data-bbox="651 1581 1382 1771"> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施</li> <li>栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発</li> <li>食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1771 651 1960">令和 3 年度</td> <td data-bbox="651 1771 1382 1960"> <ul style="list-style-type: none"> <li>ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携した普及啓発</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施</li> <li>栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発</li> <li>食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発</li> </ul>	令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携した普及啓発</li> </ul>
年度	取組内容						
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施</li> <li>栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発</li> <li>食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発</li> </ul>						
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携した普及啓発</li> </ul>						

	<b>令和4年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示法改正に伴う食品の自主回収の届出制度の開始に向けた準備及び普及啓発（令和3年度まで）</li> <li>・保健機能食品制度及び特別用途食品制度の適切な運用及び普及啓発</li> <li>・事業者が速やかに新たな加工食品の原料原産地表示制度及び遺伝子組換え食品表示制度に移行するための周知活動（原料原産地表示制度は令和3年度まで、遺伝子組換え食品表示制度は令和4年度まで）</li> </ul>
	<b>令和5年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え食品の公定検査法の確立に向けた検討（令和4年度まで）</li> <li>・加工食品の原料原産地表示制度の導入効果の検証（令和6年度）</li> <li>・食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた消費者の表示の利活用の実態や問題点等を把握することを目的とした調査の実施（令和4年度まで）</li> </ul>
	<b>令和6年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた表示に関する調査等に基づき、分かりやすく活用される食品表示の検討（令和6年度まで）</li> </ul>

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関連事業者に対し、原料原産地表示制度の普及を図る</li> <li>・食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する巡回調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置</li> </ul>
令和3年度	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する巡回調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置</li> </ul>
令和5年度	
令和6年度	



項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び 関係法令の厳正な運用 イ 健康食品も含めた食品の表示・広告の 適正化	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>食品の機能性等を表示する制度に関し、健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p><b>【KPI】</b></p> <p>事業者への措置件数 (令和元年度：改善要請件数 152 事業者 184 商品 (令和元年度 11 月末時点)) (定義) インターネットにおける健康食品等の虚偽誇大表示に対する改善要請件数</p> <p><b>【今後の取組予定】</b></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ウ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	担当省庁	消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省
-----	---	------	--------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省の取組</p> <p>食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」(平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承)に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。</p> <p>また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監視協議会を開催し、管区警察局、国税局(所)、地方農政局、都道府県(消費生活センター、警察等)等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。</p> <p>監視対象品目が拡大し、その原材料の商流や物流も複雑化、広域化する中、原料原産地表示の違反を防止するため、消費者庁が関係法令を横断的に活用した監視体制をより一層強化し、関係機関が連携した検査体制の構築を図り、迅速な対応を行う。</p> <p>○ 国税庁の取組</p> <p>酒類については、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を実施し、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施するなど表示の適正化を図る。</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>食品表示法に基づき、食品(酒類以外の品目)の品質事項については、農林水産省の地方農政局等職員による小売店舗等に対する巡回調査を実施し、監視・取締りの徹底を図る。</p> <p>また、消費者を欺まんする悪質な産地偽装等が跡を絶たない状況にあることから、こうした産地偽装等の監視・取締りを重点的に行うため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び民間分析機関によるDNA分析等の科学的手法を活用し、食品表示の適正化を確保する。</p>
------	--

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

- ・食品表示法、景品表示法（食品表示に限る。）に基づく措置の実施状況
- ・生鮮食品の原産地の不適正表示率（平成30年度：0.4%）
- ・加工食品の義務表示事項の不適正表示率（平成30年度：1.8%）

【今後の取組予定】

○ 消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度	食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査体制を構築し、迅速な対応を行う。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 国税庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度	食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する巡回調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び 関係法令の厳正な運用 エ 米穀等の産地情報の伝達の適正化	担当省庁	農林水産省、国税 庁、消費者庁
-----	---	------	--------------------

施策概要	<p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <p>米トレーサビリティ法に基づき、米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の産地情報の伝達の適正化を図る。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米及び米加工品（酒類を除く。）に関する産地情報伝達の適正実施率（平成30年度の集計値：98.4%）</li> <li>・酒類に関する産地情報伝達の適正実施率（平成30年度の集計値：97.6%）</li> </ul> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td rowspan="5">米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度	取組内容								
令和2年度	米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置								
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									
令和6年度									

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進 による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	担当省庁	警察庁、総務省、金融庁
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 警察庁、総務省、金融庁の取組</p> <p>特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための事業者に対する情報提供、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。</p> <p>特殊詐欺に利用された固定電話番号については、警察からの要請があった場合に、電気通信事業者において、その利用を停止するなどの取組を行う。</p> <p>様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。</p> <p>金融機関に対し、特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止のための取組を一層促進する。</p> <p>また、同様の観点から、金融機関における特殊詐欺への対応状況の検証を行う。</p> <p>金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。</p>
------	---

KPI・  
今後の取組予定

【KPI】

架空請求詐欺及び金融商品等取引名目の認知・検挙状況

※令和元年の認知・検挙状況（令和元年暫定値）

①認知状況

- ・架空請求詐欺：認知件数：3,546件（前年同期比-1,298件）、被害額：97.6億円（前年同期比-40.8億円）（平成30年：認知件数4,844件、被害額138.4億円）
- ・金融商品等取引名目の特殊詐欺：認知件数27件（前年同期比-19件）、被害額1.9億円（前年同期比-0.7億円）（平成30年：認知件数46件、被害額：2.7億円）

②検挙状況

- ・架空請求詐欺：検挙件数：1,386件（前年同期比+115件）、検挙人員：630人（前年同期比+4人）（平成30年：検挙件数1,271件、検挙人員626人）
- ・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：28件（前年同期比-12件）、検挙人員：24人（前年同期比-16人）（平成30年：検挙件数40件、検挙人員40人）

【今後の取組予定】

○ 警察庁、総務省、金融庁の取組

年度	取組内容
令和2年度	・架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り
令和3年度	
令和4年度	・犯行ツール対策の推進
令和5年度	・特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進
令和6年度	・特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等 による被害防止	担当省庁	消費者庁、警察庁、 金融庁、法務省、経 済産業省
-----	---	------	--------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、警察庁、金融庁、法務省、経済産業省の取組</p> <p>「架空請求対策パッケージ」（平成30年7月22日消費者政策会議決定）及び「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）の枠組みを基に、以下の取組を推進。</p> <p>①悪質事業者から消費者への接触防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迷惑電話防止機能を有する機器の活用の有効性を周知するとともに、そうした機器の普及を促進。</li> <li>・架空請求事案について、被害の発生や拡大に関する情報を得たときは、消費者安全法に基づく調査を行い、具体的な事業者の名称を挙げた注意喚起を実施することにより、被害の拡大防止を図る。</li> </ul> <p>②消費者から悪質事業者への連絡防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省の名称等をかたる架空請求について、消費者を被告とする訴状に関する通知の真偽を判別するポイントを含め、対処方法をウェブサイトに掲載。</li> <li>・啓発資料の作成、SNSによる発信、関係府省庁等による取組を集約した特設サイトの開設等による注意喚起を実施（家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していこうという社会的気運の醸成等を目指した広報啓発活動の展開、架空請求の防止に向けて民間団体等の協力を得て周知を行うこと等を含む。）。</li> <li>・架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起を実施。</li> </ul> <p>③消費者による悪質事業者への支払の防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関に対し、架空請求を含む特殊詐欺被害の発生防止に関する行員研修及び訓練の実施、従業員からの声掛け強化、高齢者のATM利用制限及び高額な払戻しに係る全件通報など、被害防止に向けた金融機関の取組を促進。</li> <li>・業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会等）を通じ、コンビニエンスストアにおけるレジ画面や複合端末画面での注意喚起内容の充実その他の取組の実施を要請等。</li> </ul>
------	---